

福島第一原子力発電所1号機平成18年度定期事業者検査工程表

設備名	平成18年12月			平成19年1月			2月			3月			4月			5月			6月																																						
	10	20	31	10	20	31	10	20	28	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30																																				
延日数	1			10			20			30			40			50			60			70			80			90			100			110			120			130			140			150			160			170			180		
主要工程	12/27解列▲ 12/28開始																																																								
原子炉本体				原子炉開放			燃料取出									燃料装荷			炉心確認			原子炉復旧			原子炉压力容器耐圧漏えい検査																																
原子炉冷却系統設備							サブプレッションチェンバスターナ取替工事																																																		
計測制御系統設備							復水器真空度低設定値変更工事						制御棒駆動機構エアバント																																												
燃料設備	燃料設備点検																																																								
放射線管理設備										放射線管理設備点検																																															
廃棄設備										廃棄設備点検																																															
原子炉格納施設				原子炉格納容器開放															原子炉格納容器隔離弁機能検査			原子炉格納容器復旧			バウンダリ構成																																
非常用予備発電装置				非常用予備発電装置点検						非常用予備発電装置点検															非常用ディーゼル発電機修理																																
蒸気タービン										蒸気タービン本格点検																																															
その他																			「使用済燃料プール水位低」警報発生に伴う点検調査																																						

福島第一原子力発電所1号機平成18年度定期事業者検査工程表

月 日	平成19年7月			8月			9月			10月			11月			12月					
	10	20	31	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	31			
設備名	延日数			190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	310	320	330	340	350	360
主要工程	100% } 50% } 0% }			原子炉起動 10/29▲ ▲11/3並列 ▲12/5 総合負荷性能検査																	
原子炉本体	起動前試験 起動 系統構成 調整運転																				
原子炉冷却系統設備																					
計測制御系統設備																					
燃料設備																					
放射線管理設備	放射線管理設備点検																				
廃棄設備	廃棄設備点検																				
原子炉格納施設	バウンダリ構成 バウンダリ構成 原子炉格納容器漏えい率検査																				
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電機修理																				
蒸気タービン	蒸気タービン本格点検																				
その他																					

福島第一原子力発電所 1 号機の定期事業者検査の概要

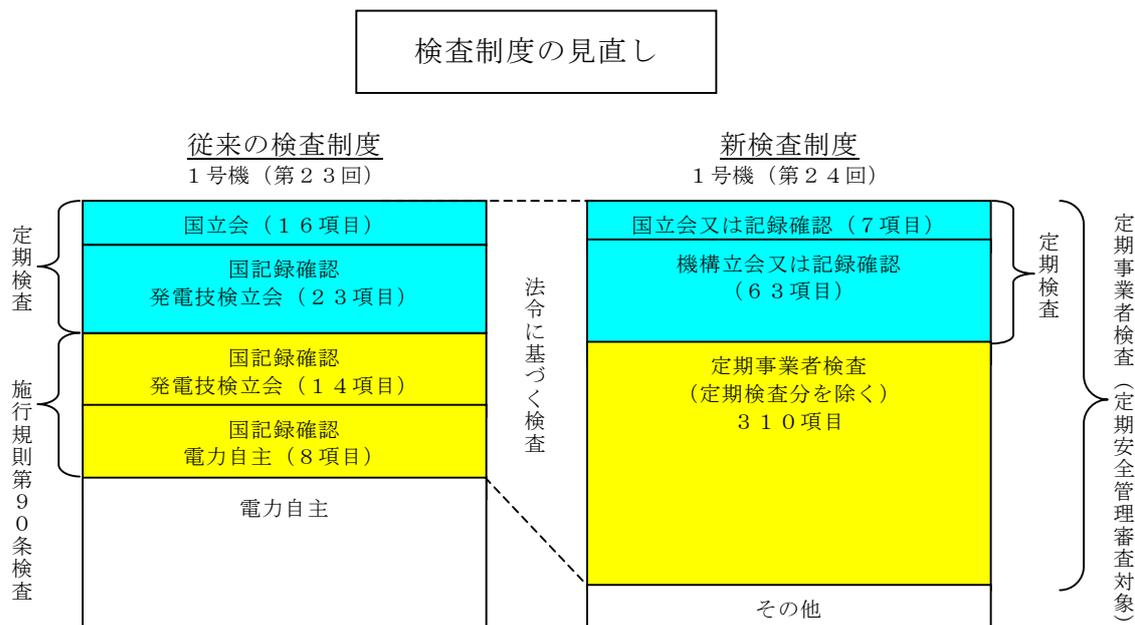
平成 15 年 10 月の電気事業法施行規則の施行に伴い、従来、事業者が自主点検として実施していた検査を「定期事業者検査」（電気事業法第 55 条）として法令で位置づけるとともに、定期的に技術基準への適合性を確認し、その検査の結果を記録・保存することが義務づけられました。

また、従来、国が主体的に実施していた定期検査については、原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構（法令に基づき新たに設置された検査組織、以下「機構」）が、事業者が実施する定期事業者検査について、実施プロセスの適切性及びその結果が技術基準に適合していることを「定期検査」（同法第 54 条）として立会又は記録確認により確認することとなりました。

さらに、機構は、定期事業者検査の実施に係わる体制について、「定期安全管理審査」（同法第 55 条）により審査を行うこととなりました。

以下に 1 号機を例にした従来の検査制度と新しい検査制度における、検査項目数の比較を示します。

新しい検査制度の検査項目数は、法令及び原子力発電所の保守管理規程（JEAC-4209）で要求されているものから 1 号機では該当する設備がないもの等を除いた検査項目数（要領書数）を示してあります。



また、次項の「福島第一原子力発電所 1 号機第 2 4 回定期事業者検査一覧表」に今回 1 号機で実施する定期事業者検査項目を示します。

福島第一原子力発電所第1号機 第24回定期事業者検査項目

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-1-R1	クラス1 機器供用期間中検査 (R 1)	B
1F1-24-1-R2	クラス1 機器供用期間中検査 (R 2)	B
1F1-24-2-燃1	燃料集合体外観検査 (燃1)	B
1F1-24-3-燃1	燃料集合体炉内配置検査 (燃1)	B
1F1-24-4-燃1	原子炉停止余裕検査 (燃1)	B
1F1-24-5-R1	クラス2 機器供用期間中検査 (R 1)	B
1F1-24-6-R1	主蒸気安全弁機能検査 (R 1)	B
1F1-24-7-R1	主蒸気安全弁分解検査 (R 1)	B
1F1-24-8-R1	主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査 (R 1)	B
1F1-24-9-M1	主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査(M1)	B
1F1-24-9-M1再1	主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査(M1再1)	B
1F1-24-9-M1再2	主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査(M1再2)	B
1F1-24-10-R1	主蒸気逃がし安全弁分解検査 (R 1)	B
1F1-24-11-運1	主蒸気隔離弁機能検査 (運1)	B
1F1-24-12-R1	主蒸気隔離弁漏えい率検査 (R 1)	B
1F1-24-13-運1	非常用ディーゼル発電機, 炉心スプレイ系機能検査 (運1)	A
1F1-24-14-運1	非常用復水器系機能検査 (運1)	B
欠番	原子炉隔離時冷却系機能検査<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系機能検査(A BWR)<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査(A BWR)<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査(A BWR)<対象設備なし>	-
1F1-24-19-運1	高圧注水系機能検査 (運1)	A
1F1-24-20-T1	高圧注水系ポンプ分解検査 (T 1)	B
1F1-24-21-R1	高圧注水系主要弁分解検査 (R 1)	B
欠番	残留熱除去系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	残留熱除去系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心注水系ポンプ分解検査(A BWR)<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心注水系主要弁分解検査(A BWR)<対象設備なし>	-
1F1-24-26-R1	炉心スプレイ系ポンプ分解検査 (R 1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	B
1F1-24-27-R1	炉心スプレイ系主要弁分解検査 (R 1)	B
欠番	低圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	低圧炉心スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
1F1-24-32-運1	自動減圧系機能検査 (運1)	A
1F1-24-33-燃1	制御棒駆動水圧系機能検査 (燃1)	A
1F1-24-34-R1	制御棒駆動機構分解検査(R 1)	B
欠番	制御棒駆動機構分解検査(A BWR)<対象設備なし>	-
1F1-24-36-R1	制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査 (R 1)	B
1F1-24-37-運1	ほう酸水注入系機能検査 (運1)	B
1F1-24-38-M1	安全保護系設定値確認検査(M1)	B
1F1-24-38-M2	安全保護系設定値確認検査(M2)	B
1F1-24-39-運1	原子炉保護系インターロック機能検査 (運1)	B
1F1-24-39-運2	原子炉保護系インターロック機能検査 (運2)	B
1F1-24-39-運3	原子炉保護系インターロック機能検査 (運3)	B
1F1-24-39-運5	原子炉保護系インターロック機能検査 (運5)	B
1F1-24-39-運6	原子炉保護系インターロック機能検査 (運6)	B
1F1-24-39-運7	原子炉保護系インターロック機能検査 (運7)	B
1F1-24-39-運8	原子炉保護系インターロック機能検査 (運8)	B
1F1-24-39-運9	原子炉保護系インターロック機能検査 (運9)	B
1F1-24-39-運11	原子炉保護系インターロック機能検査 (運11)	B
1F1-24-40-E1	燃料取扱装置機能検査 (E 1)	B

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-40-E1再1	燃料取扱装置機能検査 (E 1 再 1)	B
1F1-24-40-E2	燃料取扱装置機能検査 (E 2)	B
1F1-24-40-環NW1	燃料取扱装置機能検査 (環NW 1)	B
1F1-24-41-M1	プロセスモニタ機能検査(M 1)	B
1F1-24-41-環1	プロセスモニタ機能検査(環 1)	B
1F1-24-41-環NW1	プロセスモニタ機能検査(環NW 1)	B
1F1-24-42-運1	非常用ガス処理系機能検査 (運 1)	B
1F1-24-43-化1	非常用ガス処理系フィルタ性能検査 (化 1)	B
1F1-24-44-運1	中央制御室非常用循環系機能検査 (運 1)	B
1F1-24-44-運1再1	中央制御室非常用循環系機能検査 (運 1 再 1)	B
1F1-24-45-化1	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査 (化 1)	B
1F1-24-46-運1	気体廃棄物処理系機能検査 (運 1)	B
1F1-24-47-運1	原子炉格納容器漏えい率検査 (運 1)	A
1F1-24-48-運1	原子炉格納容器隔離弁機能検査 (運 1)	B
1F1-24-49-R1	原子炉格納容器隔離弁分解検査 (R 1)	B
1F1-24-50-R1	原子炉格納容器真空破壊弁機能検査 (R 1)	B
1F1-24-51-運1	原子炉格納容器スプレィ系 (冷却系) 機能検査 (運 1)	B
1F1-24-52-R1	原子炉格納容器スプレィ系ポンプ分解検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	B
1F1-24-53-R1	原子炉格納容器スプレィ系主要弁分解検査 (R 1)	B
1F1-24-54-運1	可燃性ガス濃度制御系機能検査 (その 1) (運 1)	B
1F1-24-55-R1	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査 (R 1)	B
1F1-24-56-運1	原子炉建屋気密性能検査 (運 1)	B
1F1-24-57-R1	非常用ディーゼル発電機分解検査 (R 1)	B
1F1-24-57-R1再1	非常用ディーゼル発電機分解検査 (R 1 再 1)	B
欠番	高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機分解検査<対象設備なし>	-
1F1-24-59-運1	非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査 (運 1)	B
1F1-24-60-運1	直流電源系機能検査 (運 1)	B
1F1-24-61-運1	総合負荷性能検査 (運 1)	A
1F1-24-62-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
欠番	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査(A B W R)	-
1F1-24-64-R1	主蒸気隔離弁分解検査 (R 1)	C
1F1-24-65-M1	タービンバイパス弁機能検査(M 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-66-R1	非常用復水器系主要弁分解検査 (R 1)	C
1F1-24-66-R2	非常用復水器系主要弁分解検査 (R 2)	C
欠番	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
1F1-24-69-R1	残留熱除去系熱交換器開放検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-70-E1	給水ポンプ機能検査 (E 1)	C
1F1-24-71-T1	給水ポンプ分解検査 (T 1)	C
1F1-24-72-T1	制御用空気圧縮系機能検査 (T 1)	C
1F1-24-73-放1	野外モニタ機能検査 (放 1)	※C
1F1-24-73-放1再1	野外モニタ機能検査 (放 1 再 1)	C
1F1-24-74-環NW1	液体廃棄物処理系機能検査 (集中その 1)	C
1F1-24-74-環NW1	液体廃棄物処理系機能検査 (環NW 1)	C
1F1-24-75-環1	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査 (環 1)	C
1F1-24-75-環NW1	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査 (環NW 1)	C
1F1-24-75-環NW1追1	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査 (環NW 1 追 1)	C
1F1-24-76-環NW1追1	固体廃棄物処理系焼却炉機能検査 (環NW 1 追 1)	C
1F1-24-76-環NW1	固体廃棄物処理系機能検査 (環NW 1)	C
1F1-24-76-環NW2	固体廃棄物処理系焼却炉機能検査 (環NW 2)	C
1F1-24-77-境1	固体廃棄物貯蔵庫管理状況検査 (境1)	C
1F1-24-78-環NW1	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査 (環NW 1)	C
1F1-24-79-R1	主蒸気隔離弁漏えい率検査 (停止後) (R 1)	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-80-T1	給水加熱器開放検査 (T 1)	C
1F1-24-81-M1	安全保護系検出器要素性能 (校正) 検査 (M 1)	※C
1F1-24-81-M2	安全保護系検出器要素性能 (校正) 検査 (M 2)	C
1F1-24-82-燃1	制御棒駆動機構機能検査 (燃 1)	C
1F1-24-83-M1	主要制御系機能検査 (M 1)	C
1F1-24-84-E1	監視機能健全性確認検査 (E 1)	C
1F1-24-84-E2	監視機能健全性確認検査 (E 2)	C
1F1-24-84-M1	監視機能健全性確認検査 (M 1)	C
1F1-24-84-M2	監視機能健全性確認検査 (M 2)	C
1F1-24-84-M3	監視機能健全性確認検査 (M 3)	C
1F1-24-84-M5	監視機能健全性確認検査 (M 5)	C
1F1-24-84-M6	監視機能健全性確認検査 (M 6)	C
1F1-24-84-M7	監視機能健全性確認検査 (M 7)	C
1F1-24-84-環1	監視機能健全性確認検査 (環 1)	C
1F1-24-84-環2	監視機能健全性確認検査 (環 2)	C
1F1-24-84-環2追1	監視機能健全性確認検査 (環 2 追 1)	C
1F1-24-84-環NW1	監視機能健全性確認検査	C
1F1-24-84-環NW2	監視機能健全性確認検査 (環NW 2)	C
1F1-24-84-環NW3	監視機能健全性確認検査 (環NW 3)	C
1F1-24-84-環NW4	監視機能健全性確認検査 (環NW 4)	C
1F1-24-84-環NW5	監視機能健全性確認検査 (環NW 5)	C
1F1-24-84-環NW6	監視機能健全性確認検査 (環NW 6)	C
1F1-24-84-環NW7	監視機能健全性確認検査 (環NW 7)	C
1F1-24-84-環NW8	監視機能健全性確認検査 (環NW 8)	C
1F1-24-84-環NW8追1	監視機能健全性確認検査 (環NW 8 追 1)	C
1F1-24-84-環NW9	監視機能健全性確認検査 (環NW 9)	C
1F1-24-85-R1	原子炉建屋天井クレーン機能検査 (R 1)	C
1F1-24-85-R1再1	原子炉建屋天井クレーン機能検査 (R 1 再 1)	C
1F1-24-86-R1	換気空調系機能検査 (R 1)	C
1F1-24-86-T1	換気空調系機能検査 (T 1)	C
1F1-24-87-R1	クラスMC 容器供用期間中検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-88-P1	炉内構造物検査 (P 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-89-R1	原子炉圧力容器検査 (R 1)	C
1F1-24-90-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ検査 (R 1)	C
1F1-24-91-R1	原子炉冷却材再循環系設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-92-R1	原子炉冷却材浄化系ポンプ検査 (R 1)	※C
1F1-24-92-R1再1	原子炉冷却材浄化系ポンプ検査 (R 1 再 1)	C
1F1-24-93-R1	原子炉冷却材浄化系容器検査 (R 1)	C
1F1-24-94-R1	原子炉冷却材浄化系設備検査 (R 1)	C
1F1-24-95-R1	原子炉補機冷却系ポンプ検査 (R 1)	C
1F1-24-95-T1	原子炉補機冷却系ポンプ検査 (T 1)	C
1F1-24-96-R	原子炉補機冷却系容器検査	C
1F1-24-96-R再 1	原子炉補機冷却系容器検査 (R 再 1)	C
1F1-24-96-R再 2	原子炉補機冷却系容器検査 (R 再 2)	C
1F1-24-96-R再3	原子炉補機冷却系容器検査 (R 再 3)	C
1F1-24-96-R2	原子炉補機冷却系容器検査 (R 2)	C
1F1-24-96-T1	原子炉補機冷却系容器検査 (T 1)	C
1F1-24-97-R	原子炉補機冷却系設備検査	C
1F1-24-97-R再 1	原子炉補機冷却系設備検査 (R 再 1)	C
1F1-24-97-R再 2	原子炉補機冷却系設備検査 (R 再 2)	C
1F1-24-97-R再3	原子炉補機冷却系設備検査 (R 再 3)	C
1F1-24-97-R2	原子炉補機冷却系設備検査 (R 2)	※C
1F1-24-97-R3	原子炉補機冷却系設備検査 (R 3)	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-97-T1	原子炉補機冷却系設備検査 (T 1)	C
1F1-24-98-R1	非常用復水器系容器検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-99-R1	非常用復水器系設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
欠番	原子炉隔離時冷却系設備検査<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系設備検査(A B W R) <対象設備なし>	-
1F1-24-102-R1	高圧注水系設備検査(R 1)	C
1F1-24-102-T1	高圧注水系設備検査(T 1)	C
1F1-24-102-M1	高圧注水系設備検査(M 1)	※C
1F1-24-103-R1	残留熱除去系設備検査(R 1)	C
1F1-24-103-R1再1	残留熱除去系設備検査(R 1再1)	C
欠番	高圧炉心注水系設備検査(A B W R) <対象設備なし>	-
1F1-24-105-R1	炉心スプレイ系設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
欠番	低圧炉心スプレイ系設備検査<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心スプレイ系設備検査<対象設備なし>	-
1F1-24-108-T1	タービンバイパス弁検査 (T 1)	C
1F1-24-109-T1	給・復水系ポンプ検査 (T 1)	C
1F1-24-110-T1	給・復水系容器検査 (T 1)	C
1F1-24-111-T 1	給・復水系設備検査 (T 1)	C
1F1-24-112-T1	原子炉冷却系統設備検査 (T 1)	C
1F1-24-112-T2	原子炉冷却系統設備検査 (T 2)	C
1F1-24-113-R1	制御棒駆動水圧系ポンプ検査(R 1)	C
1F1-24-114-R1	制御棒駆動水圧系容器検査(R 1)	C
1F1-24-115-R1	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 1)	C
1F1-24-115-R2	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 2)	C
1F1-24-116-R1	ほう酸水注入系ポンプ検査(R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-117-R1	ほう酸水注入系設備検査(R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-118-M1	核計測装置機能検査(M 1)	C
欠番	遠隔停止系機能検査	-
1F1-24-120-M1	選択制御棒挿入機能検査(M 1)	C
1F1-24-121-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-121-E1	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査 (E 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-122-E1	燃料取扱装置検査 (E 1)	C
1F1-24-122-E1再1	燃料取扱装置検査 (E 1再1)	C
1F1-24-122-E2	燃料取扱装置検査 (E 2)	C
1F1-24-122-環NW1	燃料取扱装置検査 (環NW 1)	C
1F1-24-123-R1	燃料プール冷却浄化系ポンプ検査(R 1)	C
1F1-24-123-環NW1	燃料プール冷却浄化系ポンプ検査 (環NW 1)	C
1F1-24-124-R	燃料プール冷却浄化系容器検査	C
1F1-24-124-環NW1	燃料プール冷却浄化系容器検査 (環NW 1)	C
1F1-24-124-環NW1	燃料プール冷却浄化系容器検査 (環NW 1追加)	C
1F1-24-125-R	燃料プール冷却浄化系設備検査	C
1F1-24-125-R1	燃料プール冷却浄化系設備検査 (R 1)	C
1F1-24-125-環1	燃料プール冷却浄化系設備検査 (環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-125-環NW1	燃料プール冷却浄化系設備検査 (環NW 1)	C
1F1-24-125-環NW1	燃料プール冷却浄化系設備検査 (環NW 1追加)	C
1F1-24-126-R1	非常用ガス処理系ファン検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-127-R1	非常用ガス処理系設備検査 (R 1)	C
1F1-24-127-E1	非常用ガス処理系設備検査 (E 1)	C
1F1-24-128-R1	中央制御室非常用循環系ファン検査(R 1)	C
1F1-24-129-R1	中央制御室非常用循環系設備検査(R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-130-環1	気体廃棄物処理系ポンプ検査(環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-131-T1	気体廃棄物処理系容器検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-131-環1	気体廃棄物処理系容器検査 (環 1)	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-132-T1	気体廃棄物処理系設備検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-132-環1	気体廃棄物処理系設備検査 (環 1)	C
1F1-24-133-R1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (R 1)	C
1F1-24-133-R2	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (R 2)	C
1F1-24-133-T1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (T 1)	C
1F1-24-133-環1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環 1)	C
1F1-24-133-環4	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環 4)	C
1F1-24-133-環NW1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 1)	C
1F1-24-133-環NW1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (集中その 1)	C
1F1-24-133-環NW2	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 2)	C
1F1-24-133-環NW2	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (集中その 2)	C
1F1-24-133-環NW3	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-133-環NW3	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (集中その 3)	C
1F1-24-133-環NW4	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 4)	C
1F1-24-133-環NW5	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 5)	C
1F1-24-133-環NW5	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 5 追加)	C
1F1-24-133-環NW6	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 6)	C
1F1-24-133-環NW7	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 7)	C
1F1-24-133-環NW7追1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 7 追 1)	C
1F1-24-133-環NW8	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 8)	C
1F1-24-133-環NW9	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 9)	C
1F1-24-133-環NW9追1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 9 追 1)	C
1F1-24-133-環NW10	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環NW 1 0) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-134-環	液体廃棄物処理系容器検査	C
1F1-24-134-環1	液体廃棄物処理系容器検査 (環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-134-環NW1	液体廃棄物処理系容器検査 (集中その 1)	C
1F1-24-134-環NW1	液体廃棄物処理系容器検査 (環NW 1)	C
1F1-24-134-環NW2	液体廃棄物処理系容器検査 (環NW 2)	C
1F1-24-134-環NW3	液体廃棄物処理系容器検査 (集中その 3)	C
1F1-24-134-環NW3	液体廃棄物処理系容器検査 (環NW 3)	C
1F1-24-134-環NW4	液体廃棄物処理系容器検査 (環NW 4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-134-環NW5	液体廃棄物処理系容器検査 (環NW 5)	C
1F1-24-134-環NW8	液体廃棄物処理系容器検査 (環NW 8) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-134-環NW9	液体廃棄物処理系容器検査 (環NW 9)	C
1F1-24-135-R1	液体廃棄物処理系設備検査 (R 1)	C
1F1-24-135-R2	液体廃棄物処理系設備検査 (R 2)	C
1F1-24-135-T1	液体廃棄物処理系設備検査 (T 1)	C
1F1-24-135-環1	液体廃棄物処理系設備検査 (環 1)	C
1F1-24-135-環2	液体廃棄物処理系設備検査 (その 4)	C
1F1-24-135-環2	液体廃棄物処理系設備検査 (環 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-135-環3	液体廃棄物処理系設備検査 (環 3)	C
1F1-24-135-環4	液体廃棄物処理系設備検査 (環 4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-135-環5	液体廃棄物処理系設備検査 (その 7)	C
1F1-24-135-環5	液体廃棄物処理系設備検査 (環 5) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-135-環10	液体廃棄物処理系設備検査 (環 1 0)	C
1F1-24-135-環NW1	液体廃棄物処理系設備検査 (集中その 1)	C
1F1-24-135-環NW1	液体廃棄物処理系設備検査 (環NW 1)	C
1F1-24-135-環NW2	液体廃棄物処理系設備検査 (集中その 2)	C
1F1-24-135-環NW2	液体廃棄物処理系設備検査 (環NW 2)	C
1F1-24-135-環NW3	液体廃棄物処理系設備検査 (集中その 3)	C
1F1-24-135-環NW3	液体廃棄物処理系設備検査 (環NW 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-135-環NW4	液体廃棄物処理系設備検査 (環NW 4)	C
1F1-24-135-環NW5	液体廃棄物処理系設備検査 (環NW 5)	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-135-環NW5追1	液体廃棄物処理系設備検査（環NW5追1）	C
1F1-24-135-環NW6	液体廃棄物処理系設備検査（環NW6）	C
1F1-24-135-環NW7	液体廃棄物処理系設備検査（環NW7）	C
1F1-24-135-環NW7追1	液体廃棄物処理系設備検査（環NW7追1）	C
1F1-24-135-環NW8	液体廃棄物処理系設備検査（環NW8）	C
1F1-24-135-環NW9	液体廃棄物処理系設備検査（環NW9）	C
1F1-24-135-環NW9追1	液体廃棄物処理系設備検査（環NW9追1）	C
1F1-24-135-環NW10	液体廃棄物処理系設備検査（環NW10）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F1-24-135-環NW11	液体廃棄物処理系設備検査（集中その11）	C
1F1-24-135-環NW11	液体廃棄物処理系設備検査（環NW11）	C
1F1-24-135-環NW12	液体廃棄物処理系設備検査（環NW12）	C
1F1-24-135-環NW13	液体廃棄物処理系設備検査（集中その13）	C
1F1-24-135-環NW13	液体廃棄物処理系設備検査（環NW13）	C
1F1-24-135-環NW14	液体廃棄物処理系設備検査（環NW14）	C
1F1-24-135-環NW15	液体廃棄物処理系設備検査（環NW15）	C
1F1-24-135-環NW16	液体廃棄物処理系設備検査（環NW16）	C
1F1-24-135-環NW17	液体廃棄物処理系設備検査（集中その17）	C
1F1-24-135-環NW17	液体廃棄物処理系設備検査（環NW17）	C
1F1-24-135-環NW18	液体廃棄物処理系設備検査（環NW18）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F1-24-135-環NW19	液体廃棄物処理系設備検査（環NW19）	C
1F1-24-135-環NW20	液体廃棄物処理系設備検査（環NW20）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F1-24-135-環NW21	液体廃棄物処理系設備検査（集中その21）	C
1F1-24-135-環NW21	液体廃棄物処理系設備検査（環NW21）	C
1F1-24-135-環NW21追1	液体廃棄物処理系設備検査（環NW21追1）	C
1F1-24-136-環1	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F1-24-136-環NW1	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環NW1）	C
1F1-24-136-環NW1	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環NW1追加）	C
1F1-24-136-環NW1追2	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環NW1追2）	C
1F1-24-136-環NW2	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環NW2）	C
1F1-24-136-環NW4	固体廃棄物処理系ポンプ検査（集中その4）	C
1F1-24-136-環NW4	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環NW4）	C
1F1-24-136-環NW5	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環NW5）	C
1F1-24-136-環NW6	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環NW6）	C
1F1-24-137-環1	固体廃棄物処理系設備検査（環1）	C
1F1-24-137-環NW1	固体廃棄物処理系設備検査（環NW1）	C
1F1-24-137-環NW1	固体廃棄物処理系設備検査（環NW1追加）	C
1F1-24-137-環NW1追2	固体廃棄物処理系設備検査（環NW1追2）	C
1F1-24-137-環NW2	固体廃棄物処理系設備検査（環NW2）	C
1F1-24-137-環NW2追1	固体廃棄物処理系設備検査（環NW2追1）	C
1F1-24-137-環NW3	固体廃棄物処理系設備検査（環NW3）	C
1F1-24-137-環NW4	固体廃棄物処理系設備検査（環NW4）	C
1F1-24-137-環NW4追1	固体廃棄物処理系設備検査（環NW4追1）	C
1F1-24-137-環NW5	固体廃棄物処理系設備検査（環NW5）	C
1F1-24-137-環NW6	固体廃棄物処理系設備検査（環NW6）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F1-24-137-環NW8	固体廃棄物処理系設備検査（環NW8）	C
1F1-24-138-環1	固体廃棄物処理系容器検査（環1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F1-24-138-環NW1	固体廃棄物処理系容器検査（環NW1）	C
1F1-24-138-環NW2	固体廃棄物処理系容器検査（環NW2）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F1-24-139-R1	原子炉格納容器スプレイ系容器検査（R1）	C
1F1-24-140-R1	原子炉格納容器スプレイ系設備検査（R1）	C
1F1-24-140-R2	原子炉格納容器スプレイ系設備検査（R2）	C
1F1-24-141-R1	可燃性ガス濃度制御系プロワ検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F1-24-142-R1	可燃性ガス濃度制御系設備検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-143-R1	真空破壊弁検査 (R 1)	C
1F1-24-144-R1	非常用予備電源装置検査 (R 1)	C
1F1-24-144-R1再1	非常用予備電源装置検査 (R 1再1)	C
1F1-24-144-E1	非常用予備電源装置検査 (E 1)	※C
1F1-24-144-E1再1	非常用予備電源装置検査 (E 1再1)	C
1F1-24-144-M1	非常用予備電源装置検査 (M 1)	C
1F1-24-145-E1	無停電電源装置設備検査 (E 1)	C
1F1-24-145-E2	無停電電源装置設備検査 (E 2)	C
1F1-24-146-T1	蒸気タービン開放検査 (T 1)	B
1F1-24-146-T2	蒸気タービン開放検査 (T 2)	B
1F1-24-146-T3	蒸気タービン開放検査 (T 3)	B
1F1-24-146-T4	蒸気タービン開放検査 (T 4)	C
1F1-24-147-運1	蒸気タービン性能検査 (運1)	A
1F1-24-147-T1	蒸気タービン性能検査 (T 1)	B
1F1-24-147-T2	蒸気タービン性能検査 (T 2)	B
1F1-24-148-T1	蒸気タービン設備検査 (T 1)	C
1F1-24-148-T2	蒸気タービン設備検査 (T 2)	C
1F1-24-148-E1	蒸気タービン設備検査 (E 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-148-M1	蒸気タービン設備検査 (M 1)	※C
1F1-24-148-環NW1	補助ボイラー開放検査 (集中その1)	C
1F1-24-148-環NW2	補助ボイラー開放検査 (集中その2)	C
1F1-24-148-環NW3	補助ボイラー開放検査 (集中その3)	C
1F1-24-148-環NW7	補助ボイラー開放検査 (集中その7)	C
1F1-24-149-T1	補助ボイラー開放検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-149-T2	補助ボイラー開放検査 (T 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-149-環NW1	補助ボイラー試運転検査 (集中その1)	C
1F1-24-149-環NW1	補助ボイラー開放検査 (環NW1)	C
1F1-24-149-環NW2	補助ボイラー試運転検査 (集中その2)	C
1F1-24-149-環NW2	補助ボイラー開放検査 (環NW2)	C
1F1-24-149-環NW3	補助ボイラー試運転検査 (集中その3)	C
1F1-24-149-環NW3	補助ボイラー開放検査 (環NW3)	C
1F1-24-150-T1	補助ボイラー試運転検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-150-T2	補助ボイラー試運転検査 (T 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-150-環NW1	補助ボイラー設備検査 (集中 その1)	C
1F1-24-150-環NW1	補助ボイラー試運転検査 (環NW1)	C
1F1-24-150-環NW2	補助ボイラー設備検査 (集中 その2)	C
1F1-24-150-環NW3	補助ボイラー設備検査 (集中 その3)	C
1F1-24-150-環NW4	補助ボイラー設備検査 (集中 その4)	C
1F1-24-150-環NW5	補助ボイラー設備検査 (集中 その5)	C
1F1-24-150-環NW6	補助ボイラー設備検査 (集中 その6)	C
1F1-24-150-環NW7	補助ボイラー設備検査 (集中 その7)	C
1F1-24-151-T1	補助ボイラー設備検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-151-T2	補助ボイラー設備検査 (T 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-151-T3	補助ボイラー設備検査 (T 3)	C
1F1-24-151-環NW1	補助ボイラー設備検査 (環NW1)	C
1F1-24-151-環NW1追1	補助ボイラー設備検査 (環NW1追1)	C
1F1-24-151-環NW2	補助ボイラー設備検査 (環NW2)	C
1F1-24-151-環NW3	補助ボイラー設備検査 (環NW3)	C
1F1-24-151-環NW4	補助ボイラー設備検査 (環NW4)	C
1F1-24-151-環NW5	補助ボイラー設備検査 (環NW5)	C
1F1-24-151-環NW6	補助ボイラー設備検査 (環NW6)	C
1F1-24-152-R1	安全弁検査 (R 1)	※C
1F1-24-152-T1	安全弁検査 (T 1)	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-152-T2	安全弁検査 (T 2)	C
1F1-24-152-環1	安全弁検査 (環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-152-環2	安全弁検査 (環 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-152-環NW1	安全弁検査 (環NW 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-152-環NW3	安全弁検査 (環NW 3)	C
1F1-24-152-環NW5	安全弁検査 (環NW 5) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-152-環NW6	安全弁検査 (環NW 6)	C
1F1-24-153-R1	逆止弁検査(R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-153-R3	燃料プール冷却浄化系主要弁検査 (R 3)	C
1F1-24-153-T1	逆止弁検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-153-環1	逆止弁検査 (環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-153-環2	主要弁検査 (その 6)	C
1F1-24-153-環NW1	主要弁検査 (集中その 1)	C
1F1-24-153-環NW9	主要弁検査 (集中その 9)	C
1F1-24-153-環NW10	主要弁検査 (集中その 10)	C
1F1-24-154-R1	主要弁検査 (R 1)	C
1F1-24-154-R2	主要弁検査 (R 2)	C
1F1-24-154-R4	主要弁検査 (R 4)	C
1F1-24-154-R5	主要弁検査 (補機冷却海水系) (R 5)	C
1F1-24-154-R6	主要弁検査 (R 6)	C
1F1-24-154-T1	主要弁検査 (T 1)	C
1F1-24-154-環1	主要弁検査 (環 1)	C
1F1-24-154-環2	主要弁検査 (環 2)	C
1F1-24-154-環NW1	主要弁検査 (環NW 1)	C
1F1-24-154-環NW1追1	主要弁検査 (環NW 1 追 1)	C
1F1-24-154-環NW2	主要弁検査 (環NW 2)	C
1F1-24-154-環NW3	主要弁検査 (環NW 3)	C
1F1-24-154-環NW4	主要弁検査 (集中その 4)	C
1F1-24-154-環NW4	主要弁検査 (環NW 4)	C
1F1-24-154-環NW5	主要弁検査 (環NW 5)	C
1F1-24-154-環NW5	主要弁検査 (環NW 5 追加)	C
1F1-24-154-環NW5追2	主要弁検査 (環NW 5 追 2)	C
1F1-24-154-環NW6	主要弁検査 (環NW 6)	C
1F1-24-154-環NW6追1	主要弁検査 (環NW 6 追 1)	C
1F1-24-154-環NW7	主要弁検査 (環NW 7)	※C
1F1-24-154-環NW7追1	主要弁検査 (環NW 7 追 1)	C
1F1-24-154-環NW8	主要弁検査 (環NW 8)	C
1F1-24-154-環NW9	主要弁検査 (環NW 9)	C
1F1-24-154-環NW10	主要弁検査 (環NW 10)	C
1F1-24-154-環NW10追1	主要弁検査 (環NW 10 追 1)	C
1F1-24-154-環NW11	主要弁検査 (環NW 11)	C
1F1-24-154-環NW11追1	主要弁検査 (環NW 11 追 1)	C
1F1-24-154-環NW12	主要弁検査 (環NW 12)	C
1F1-24-154-環NW13	主要弁検査 (環NW 13)	C
1F1-24-154-環NW14	主要弁検査 (環NW 14)	C
1F1-24-154-環NW15	主要弁検査 (環NW 15)	C
1F1-24-155-R1	クラス 3 機器供用期間中検査 (R 1)	C
1F1-24-155-R2	クラス 3 機器供用期間中検査 (R 2)	C
1F1-24-155-環1	電動機検査	C
1F1-24-155-環NW1	電動機検査	C
1F1-24-156-E1	電動機検査 (E 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E2	電動機検査 (E 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E3	電動機検査 (E 3)	※C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-156-E4	電動機検査 (E 4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E5	電動機検査 (E 5)	C
1F1-24-156-E6	電動機検査 (E 6) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E7	電動機検査 (E 7) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E8	電動機検査 (E 8)	C
1F1-24-156-E9	電動機検査 (E 9)	C
1F1-24-156-E10	電動機検査 (E 1 0)	C
1F1-24-156-E11	電動機検査 (E 1 1)	C
1F1-24-156-E12	電動機検査 (E 1 2)	C
1F1-24-156-E13	電動機検査 (E 1 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E14	電動機検査 (E 1 4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E15	電動機検査 (E 1 5)	C
1F1-24-156-E16	電動機検査 (E 1 6) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E17	電動機検査 (E 1 7)	C
1F1-24-156-E18	電動機検査 (E 1 8)	C
1F1-24-156-E19	電動機検査 (E 1 9) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E20	電動機検査 (E 2 0) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E21	電動機検査 (E 2 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E22	電動機検査 (E 2 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E23	電動機検査 (E 2 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-156-E24	電動機検査 (E 2 4)	C
1F1-24-156-環2	電動機検査 (環2)	C
1F1-24-156-環NW2	電動機検査 (環NW 2)	C
1F1-24-156-環NW3	電動機検査 (環NW 3)	C
1F1-24-156-環NW4	電動機検査 (環NW 4)	C
1F1-24-156-環NW5	電動機検査 (環NW 5)	C
1F1-24-157-R1	耐震健全性検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-157-T1	耐震健全性検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-157-E1	耐震健全性検査 (E 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-157-M1	耐震健全性検査 (M 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-157-環1	耐震健全性検査 (環1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-158-R1	レストレイント検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-158-T1	レストレイント検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
欠番	乾式貯蔵容器供用期間中検査<対象設備なし>	-
1F1-24-161-環1	排気筒検査 (環1)	C
1F1-24-161-環1追1	排気筒検査 (環1 追1)	C
1F1-24-162-環NW1	廃棄物運搬容器検査 (環NW 1)	C
1F1-24-163-燃1	制御棒価値ミニマイザ機能検査 (燃1)	C
1F1-24-164-環1	換気空調系設備検査 (環1)	C
1F1-24-164-環1	換気空調系設備検査 (環1 追加)	C
1F1-24-164-環NW1	換気空調系設備検査 (環NW 1)	C
1F1-24-164-環NW1追1	換気空調系設備検査 (環NW 1 追1)	C
1F1-24-164-環NW2	換気空調系設備検査 (環NW 2)	C
1F1-24-164-環NW3	換気空調系設備検査 (環NW 3)	C
1F1-24-164-環NW4	換気空調系設備検査 (環NW 4)	C
1F1-24-164-環NW5	換気空調系設備検査 (環NW 5)	C
1F1-24-170-R1	配管肉厚測定検査 (R 1)	C
1F1-24-170-T1	配管肉厚測定検査 (T 1)	※C
1F1-24-171-R1	サブプレッションチェーンバ吸込ストレーナ検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-172-R1	原子炉格納容器肉厚測定検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-173-R1	熱交換器肉厚測定検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F1-24-174-T1	低圧タービン車軸ダブテール部検査 (T 1)	※C
1F1-24-175-R1	可燃性ガス濃度制御系再結合器健全性確認検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F1-24-175-T1	タービン設備容器肉厚測定検査（T1）	C
1F1-24-177-R1	ステンレス鋼配管健全性確認検査（R1）	※C
1F1-24-177-T1	ステンレス鋼配管健全性確認検査（T1）	C
1F1-24-178-R1	D/G排気管伸縮継手健全性確認検査（R1）	C
1F1-24-178-R1再1	D/G排気管伸縮継手健全性確認検査（R1再1）	C

【検査立会区分】

A：定期事業者検査のうち、経済産業省立会又は記録確認検査項目

B：定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目

C：上記以外の定期事業者検査項目

■：対象設備なし又は今回の定期事業者検査では実施しない

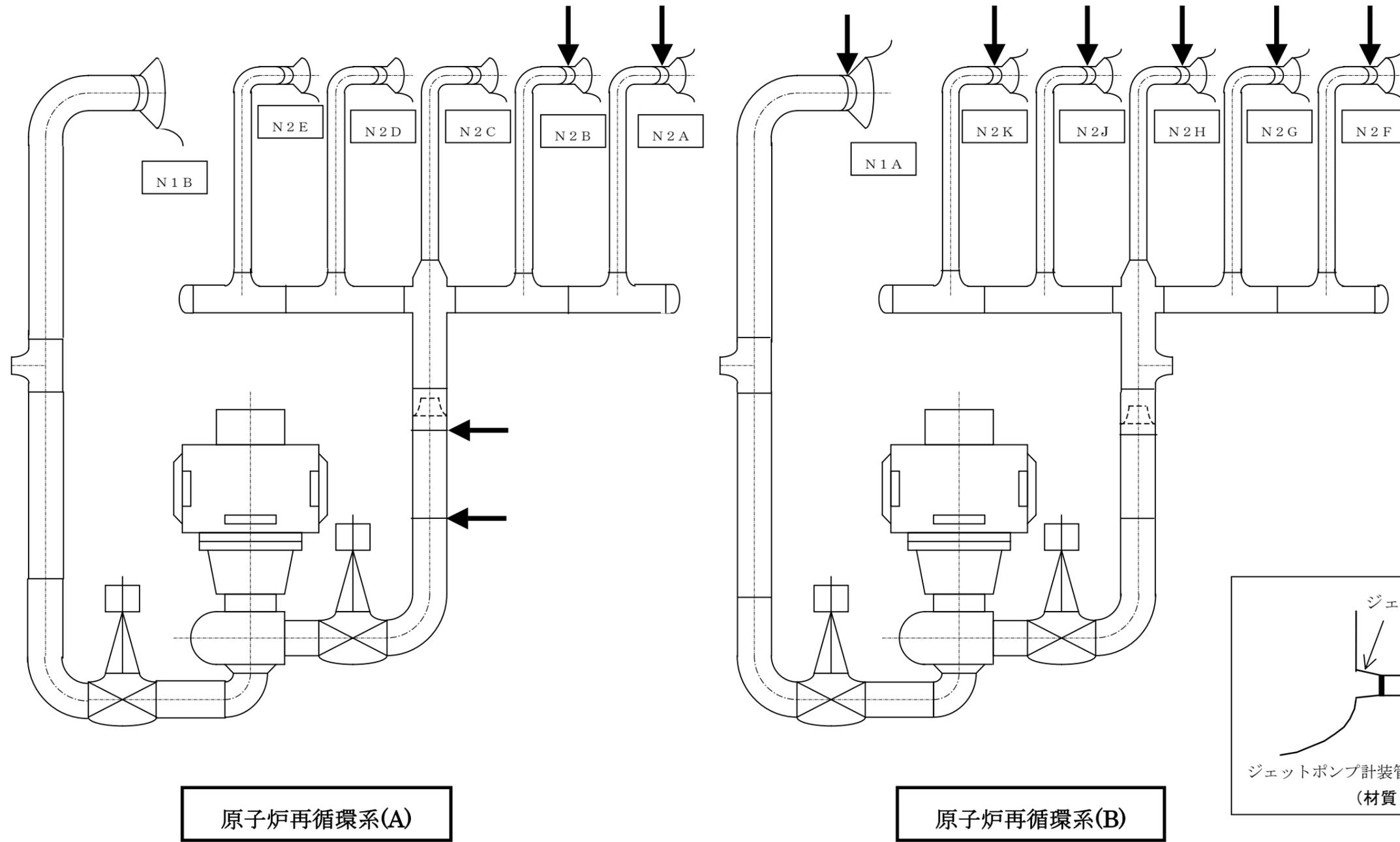
□：10/19の時点において起動前に実施する定期事業者検査で一部もしくは全部が未実施の検査

■：起動後に実施する定期事業者検査

※;定期安全管理審査を受審した検査

定期事業者検査のうち、経済産業省立会又は記録確認検査項目	7件
定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目	63件
上記以外の定期事業者検査項目	310件
合 計	380件

福島第一原子力発電所 1号機 原子炉再循環系配管点検状況



← : 点検箇所を示す

系統	部位数	炭素鋼	低合金鋼 ^{※1}	部位番号	材質	公称肉厚 (mm)	必要最小 肉厚(mm)	測定値 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
復水系	17	16	1	C-SPX-32-T1	SB49B	12.7	6.90	8.0	0.30	3.6
補助蒸気系	15	9	6	AS-72-4P-P	STPA23	6.4	0.06	6.9	0.16	41.7
抽気系	27	10	17	ES-1-1P-P	STPA23	6.4	1.33	6.8	0.25	22.2
気体廃棄物処理系	7	0	7	OG-36C-2-P-1	SUS316LTP	5.1	0.08	5.0	0.01	487.2
グランド蒸気系	1	1	0	GS-SP-1-B	STPT42	6.6	0.24	5.2	0.05	107.4
ヒータードレン系	88	3	85	HD-SP-154-T2	PA23	16.7	1.43	21.1	0.53	37.3
ヒーターベント系	109	0	109	HV-SP-79-E	STPA23	8.2	1.45	7.6	0.28	22.2
主蒸気系	38	10	28	SB-6C-007-PP-P8	ASTM A106GrA	19.1	15.03	16.3	0.14	9.1
給水系 ^{※3}	53	46	7	FDW-SP-91-P	STS410	18.2	10.12	15.3	1.34	3.8
高圧注水系	78	0	78	HPCI-23-55-SE	SFHV23B	15.8 ^{※2}	1.35	12.0	0.30	35.8
原子炉再循環系	1	1	0	PLR-5-P	STPT42	8.7	2.40	8.6	0.09	68.5
原子炉冷却材浄化系	4	4	0	CUW-1-7-E	STS49	12.7	7.23	11.6	0.25	17.6
復水脱塩系	13	13	0	CD-N013-003-T2	SB42	19.0	10.03	15.5	0.40	13.7
復水前置ろ過系	2	2	0	C-100CS2-002-P	SMA41AW	15.1	11.09	13.6	0.14	18.4
非常用復水器系	2	1	1	IC-LBB-2-P	STS49	17.4	9.31	15.2	0.18	31.9
原子炉圧力容器 頂部冷却系	2	2	0	RVH-LBB-2-P1	STS49	8.7	2.03	8.2	0.09	66.8
合計	457	118	339							

※1:ステンレス鋼含む

※2:IP撮影による健全部肉厚

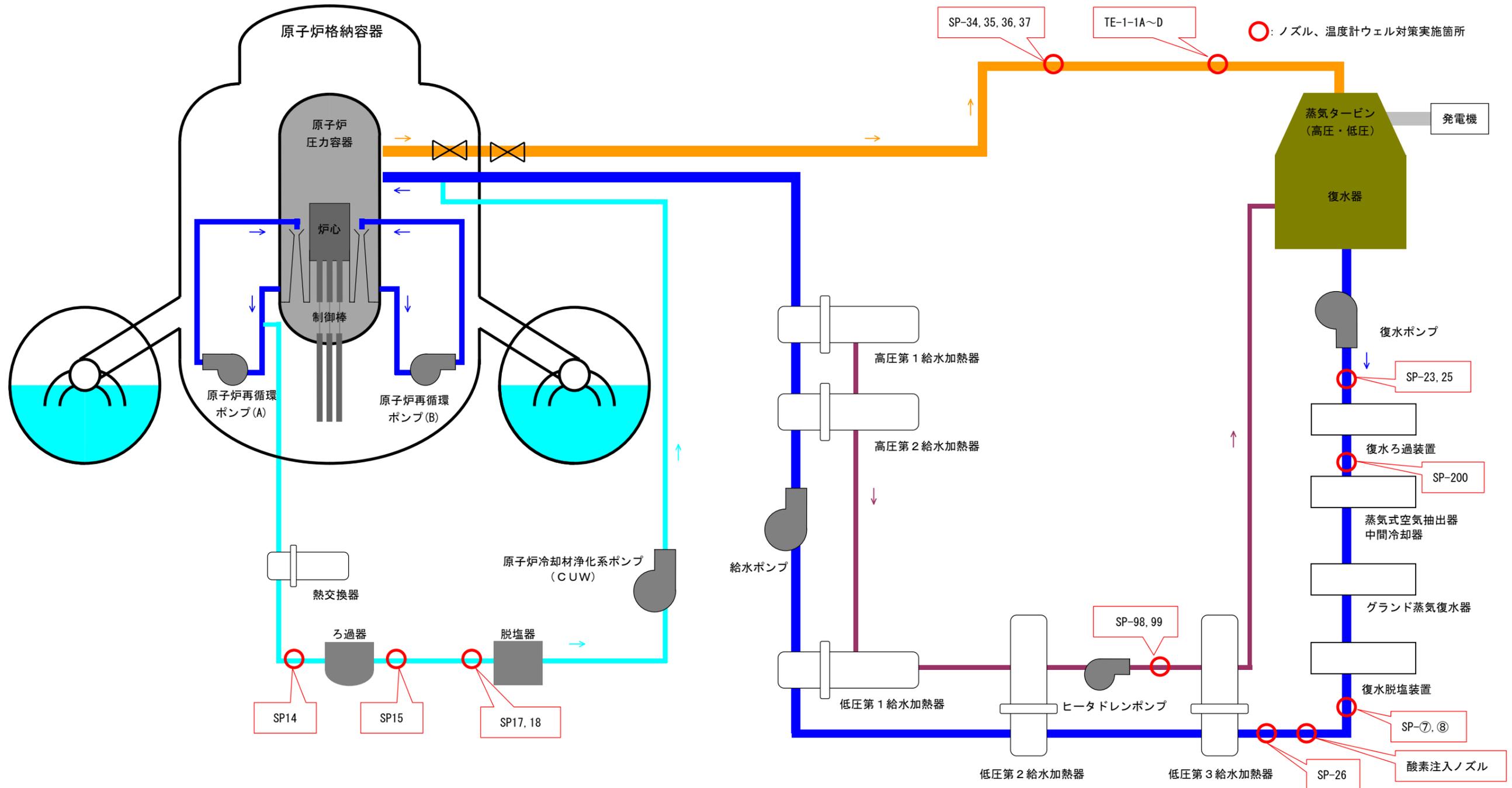
※3:低合金鋼に炭素鋼が溶接されている部位があり、低合金鋼にカウント

福島第一原子力発電所1号機定期事業者検査における配管減肉測定結果

1号機第24回定期事業者検査時における高経年化対策に係わる長期保全計画実施状況

定期事業者検査名	機器名・部品名	経年変化事象	第24回定期事業者検査時での実施事項	結果
クラス1機器供用期間中検査 (R1)	原子炉再循環系配管 原子炉圧力容器ノズルセーフエンド	粒界型応力腐食割れ	超音波探傷検査	良
	中性子束計測ハウジング スタブチューブ		漏えい検査	
制御棒駆動水圧系設備検査 (R2)	制御棒駆動水圧系挿入配管 制御棒駆動水圧系引抜配管	塩化物による応力腐食割れ	目視検査	良
ステンレス鋼配管健全性確認検査 (R1)	原子炉建屋内ステンレス鋼配管	塩化物による応力腐食割れ	目視検査 (必要に応じ表面検査)	良
ステンレス鋼配管健全性確認検査 (T1)	タービン建屋内ステンレス鋼配管 屋外ステンレス鋼配管	塩化物による応力腐食割れ	目視検査	良
D/G排気管伸縮継手健全性確認検査 (R1)	1A D/G伸縮継手 1B D/G伸縮継手	低サイクル疲労割れ	目視検査 表面検査	良
D/G排気管伸縮継手健全性確認検査 (R1再1)	1B D/G伸縮継手	低サイクル疲労割れ	目視検査 表面検査	良
低圧タービン車軸ダブテール部検査 (T1)	低圧タービン (A) (車軸)	応力腐食割れ	ダブテール部の超音波探傷検査	良
タービン設備容器肉厚測定検査 (T1)	グラウンド蒸気蒸化器ドレンタンク	腐食	代表部位の肉厚測定	良
— (*)	制御棒駆動水圧系挿入・引抜配管 原子炉建屋内・タービン建屋内・屋外 ステンレス鋼配管	塩化物による応力腐食割れ	付着塩分測定	良
— (*)	原子炉建屋・タービン建屋	コンクリートの強度低下	非破壊検査	良
	取水構造物		破壊検査	良

(*) 定期事業者検査外の点検を示す



温度計ウェル対策箇所一覧(4箇所)

番号	系統	ウェル番号	温度計ウェル名称	対策後の形状
①	MS	TE-1-1A	主蒸気管温度 A	短尺化
②	MS	TE-1-1B	主蒸気管温度 B	短尺化
③	MS	TE-1-1C	主蒸気管温度 C	短尺化
④	MS	TE-1-1D	主蒸気管温度 D	短尺化

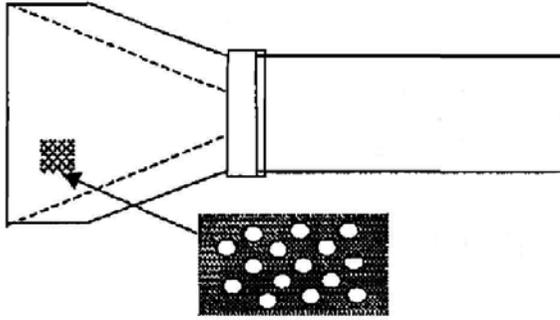
酸素注入ノズル対策箇所一覧(1箇所)

番号	系統	ノズル番号	ノズル名称	対策後の形状
①	C	酸素注入ノズル	CD 出口酸素注入ノズル	短尺化

サンプリングノズル対策箇所一覧(16箇所)

番号	系統	サンプリングポイント番号	サンプリングポイント名称	対策後の形状
①	CUW	SP-14	CUWフィルタ入口	短尺化
②	CUW	SP-15	CUWフィルタ出入口	短尺化
③	CUW	SP-17	CUW脱塩器A入口	短尺化
④	CUW	SP-18	CUW脱塩器B入口	短尺化
⑤	C	SP-23	復水ポンプ出口	短尺化
⑥	C	SP-25	復水ポンプ出口	短尺化
⑦	C	SP-26	復水脱塩装置出口	短尺化
⑧	MS	SP-34	主蒸気管 A	短尺化
⑨	MS	SP-35	主蒸気管 B	撤去
⑩	MS	SP-36	主蒸気管 C	撤去
⑪	MS	SP-37	主蒸気管 D	撤去
⑫	HD	SP-98	低圧ヒータドレン	短尺化
⑬	HD	SP-99	低圧ヒータドレン	短尺化
⑭	C	SP-200	復水ろ過装置出口	短尺化
⑮	C	SP-⑦	復水脱塩塔 No. 7	短尺化
⑯	C	SP-⑧	復水脱塩塔 No. 8	短尺化

主蒸気系・原子炉給復水系概略系統図及びノズル、温度計ウェル対策実施箇所

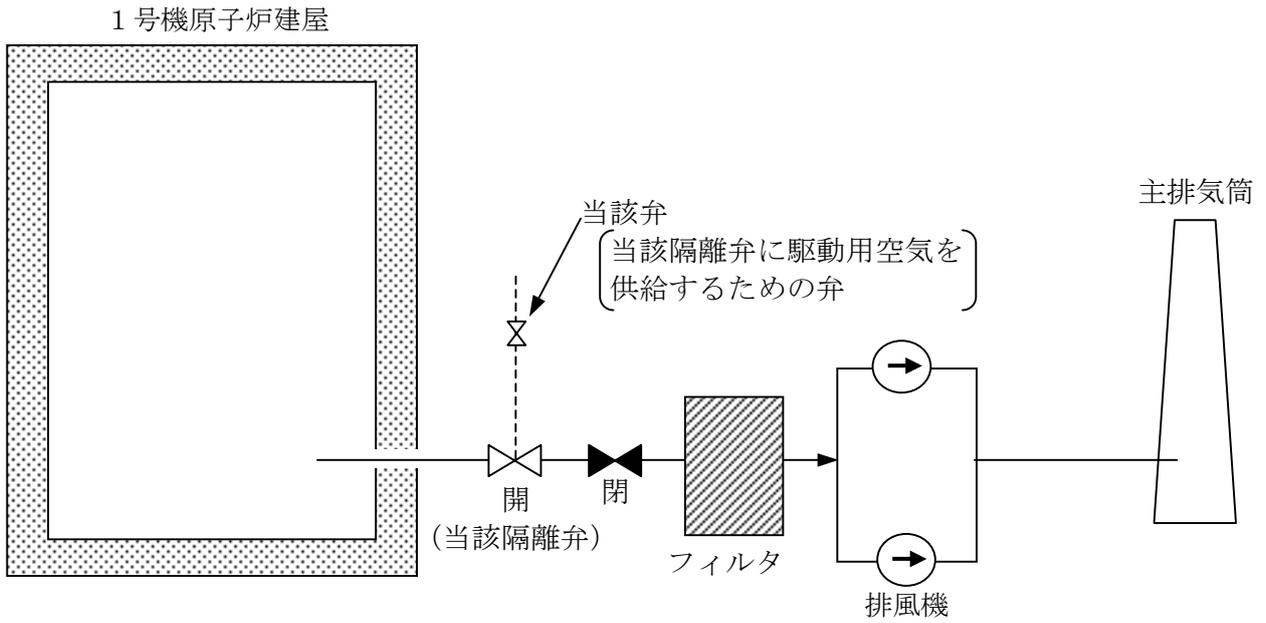
	ストレーナ変更前（既設）	ストレーナ変更後（新型）										
ストレーナ 概要	 <p>円錐型ストレーナ</p>											
寸法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統</th> <th>寸法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心スプレイ系</td> <td rowspan="2">φ 約 690×約 655</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> </tr> </tbody> </table>	系 統	寸法 (mm)	炉心スプレイ系	φ 約 690×約 655	原子炉格納容器スプレイ系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統</th> <th>寸法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心スプレイ系</td> <td rowspan="2">φ 約 710×約 985</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> </tr> </tbody> </table>	系 統	寸法 (mm)	炉心スプレイ系	φ 約 710×約 985	原子炉格納容器スプレイ系
系 統	寸法 (mm)											
炉心スプレイ系	φ 約 690×約 655											
原子炉格納容器スプレイ系												
系 統	寸法 (mm)											
炉心スプレイ系	φ 約 710×約 985											
原子炉格納容器スプレイ系												

サプレッションチェンバーストレーナ取替工事

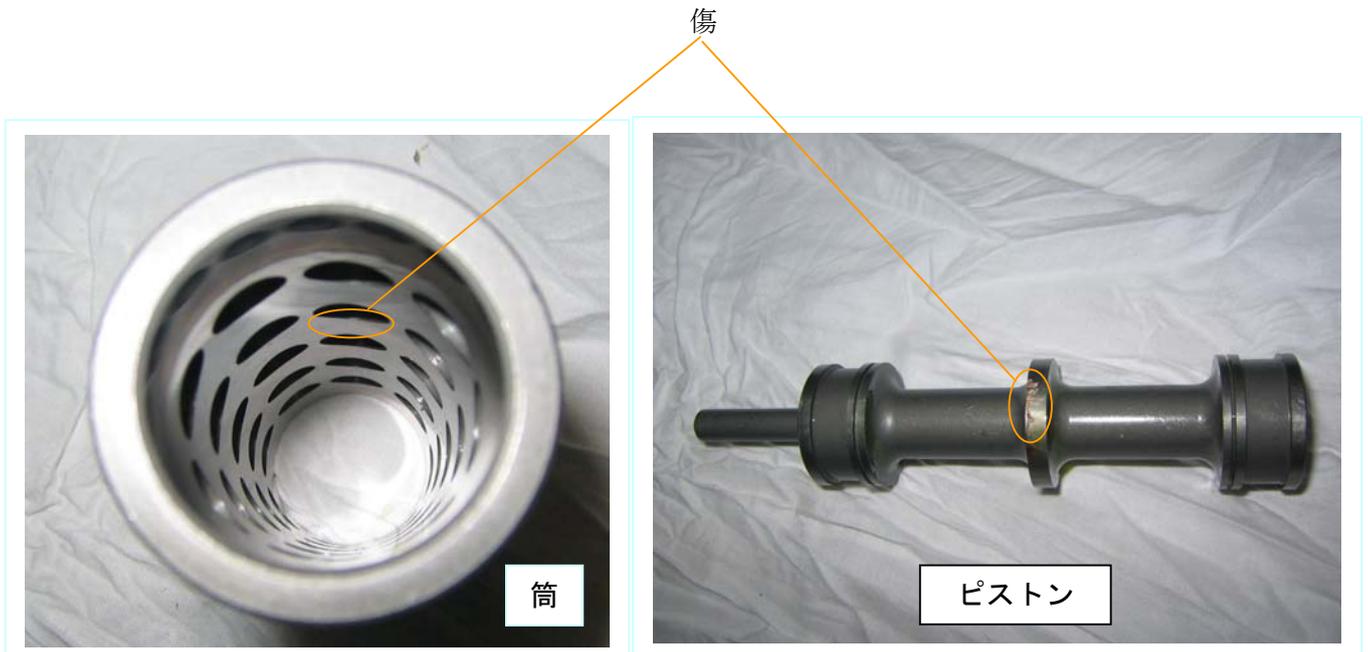
原子炉スクラム信号

変 更 前					変 更 後						
原子炉スクラム 信号の種類	検出器及び作動条件				原子炉スクラムをバイパスするインターロック	原子炉非常停止信号の種類	検出器及び作動条件				原子炉非常停止信号を発信させない条件
	検出器の種類	個数	原子炉スクラムに要する個数	設定値			検出器の種類	個数	原子炉非常停止に要する信号の個数	設定値	
復水器真空度低	圧力検出器	4	2	584mmHg	原子炉圧力 42.2 kg/cm ² 以下かつ、モードスイッチ「運転」位置以外	変更なし	変更なし	変更なし	真空度 23.4kPa [abs] 以上	原子炉圧力 4.13 MPa 以下かつ、モードスイッチ「運転」位置以外	

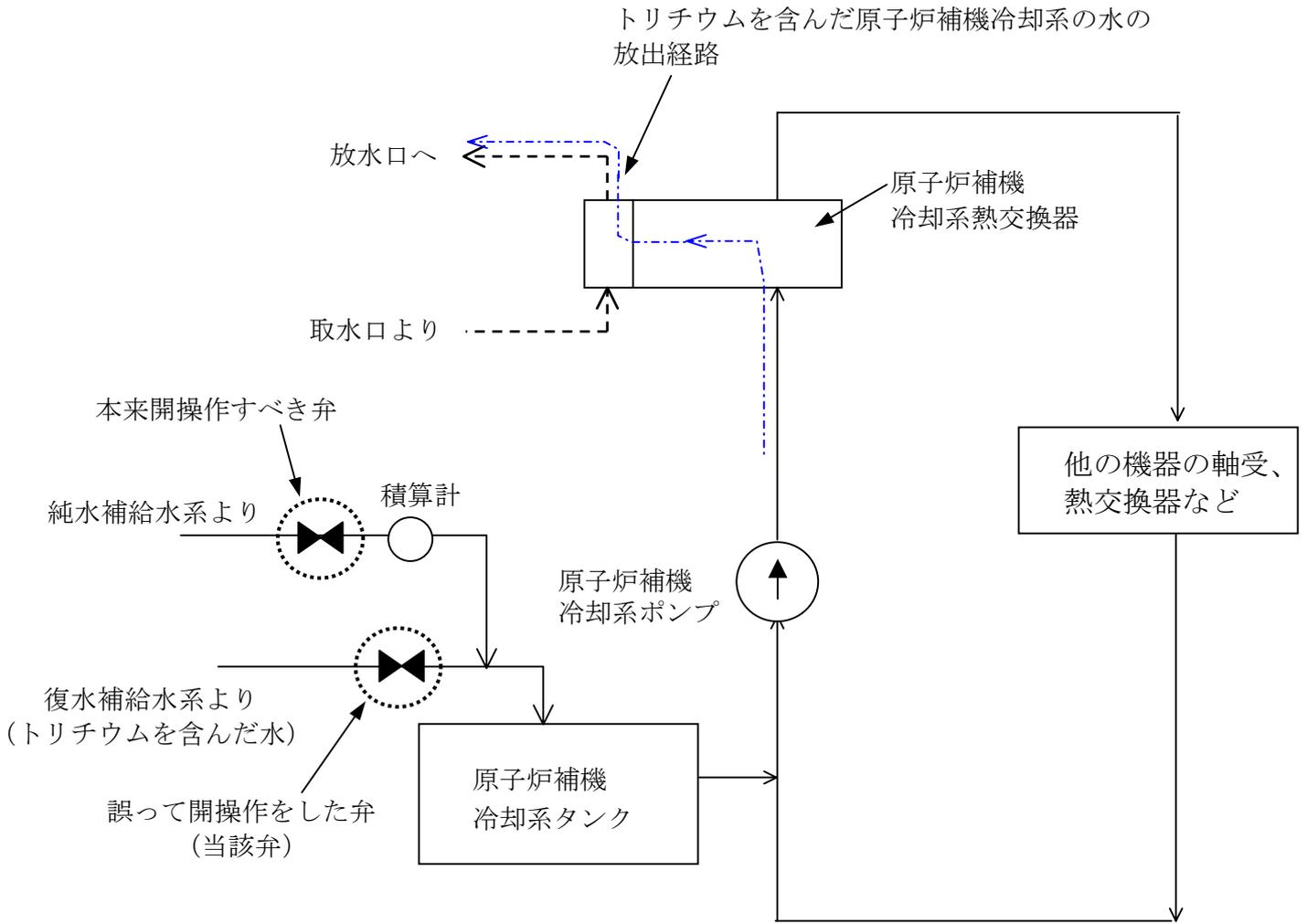
主復水器真空度低設定値変更工事



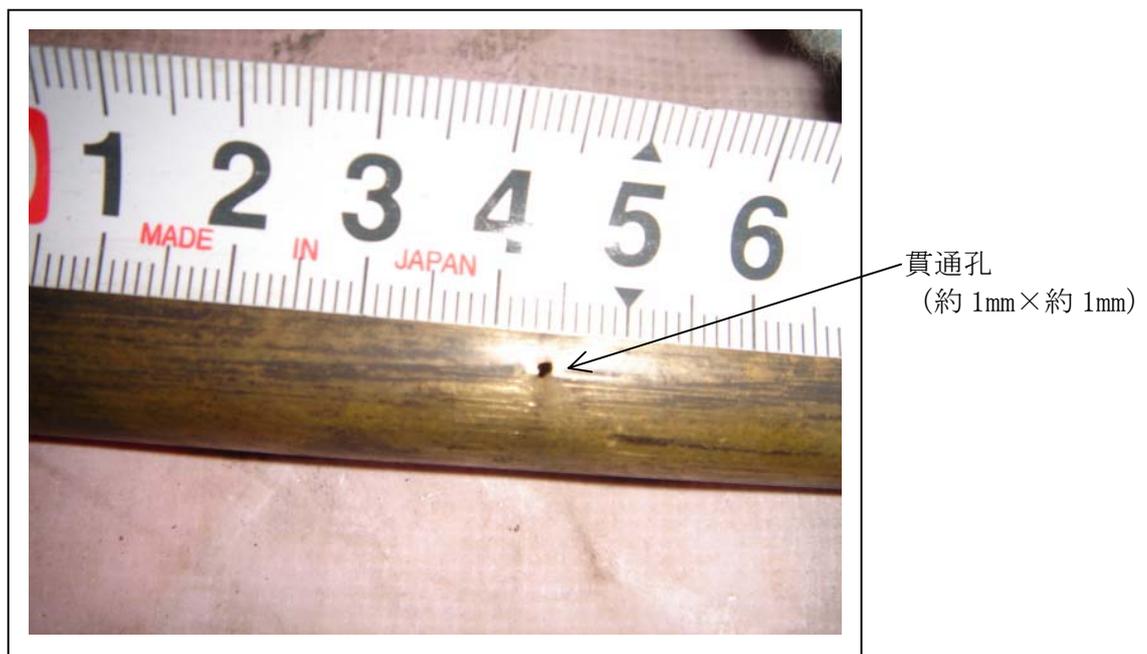
1号機原子炉建屋の空調換気系系統概略図



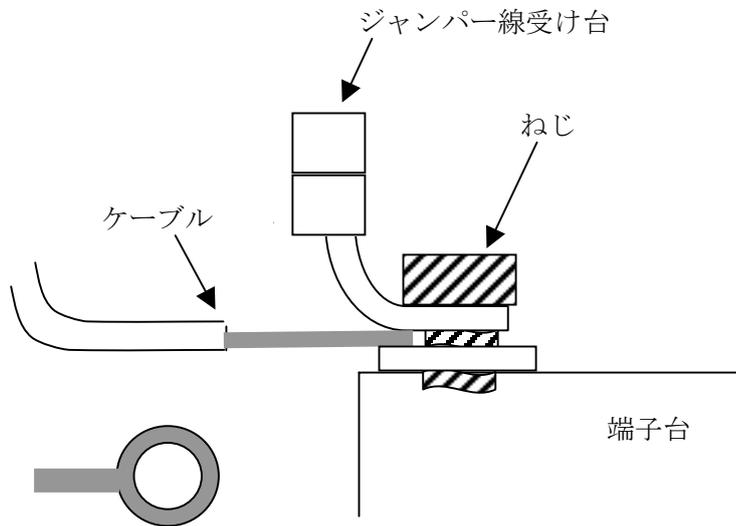
当該弁内部点検状況



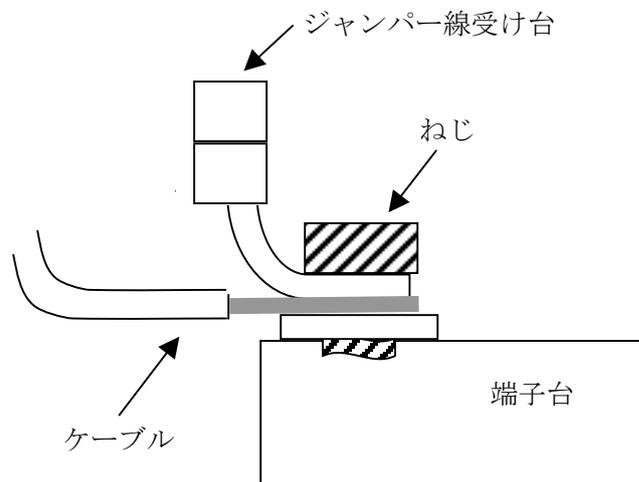
1号機原子炉補機冷却系 系統概略図



熱交換器細管の点検状況

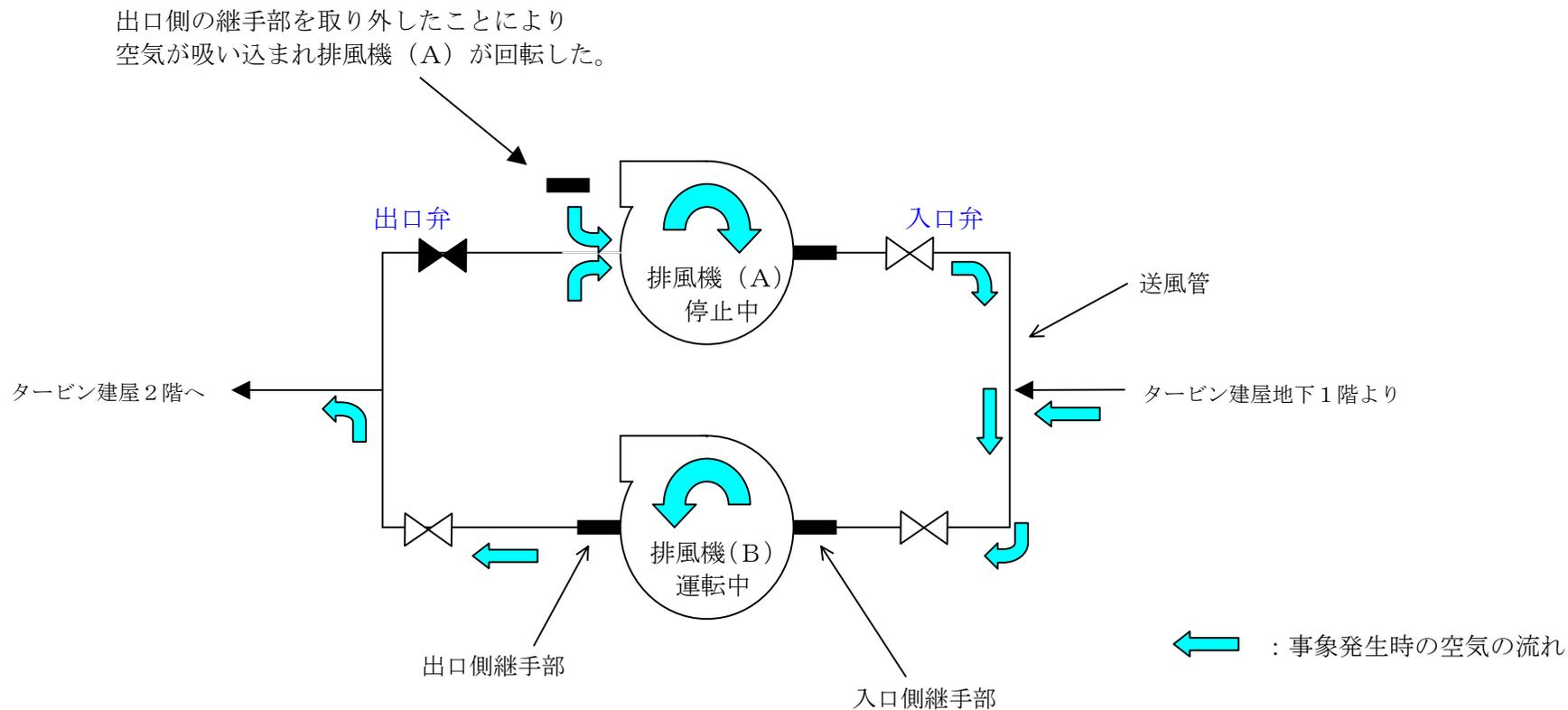


当該端子部の状態（事象発生前）

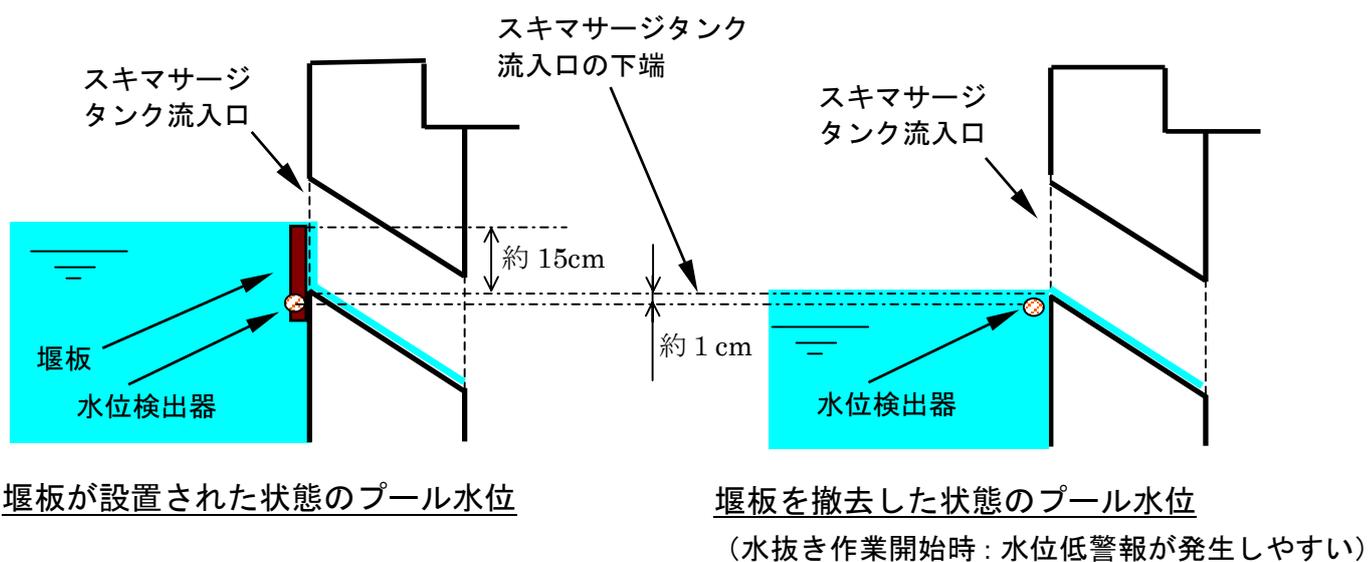
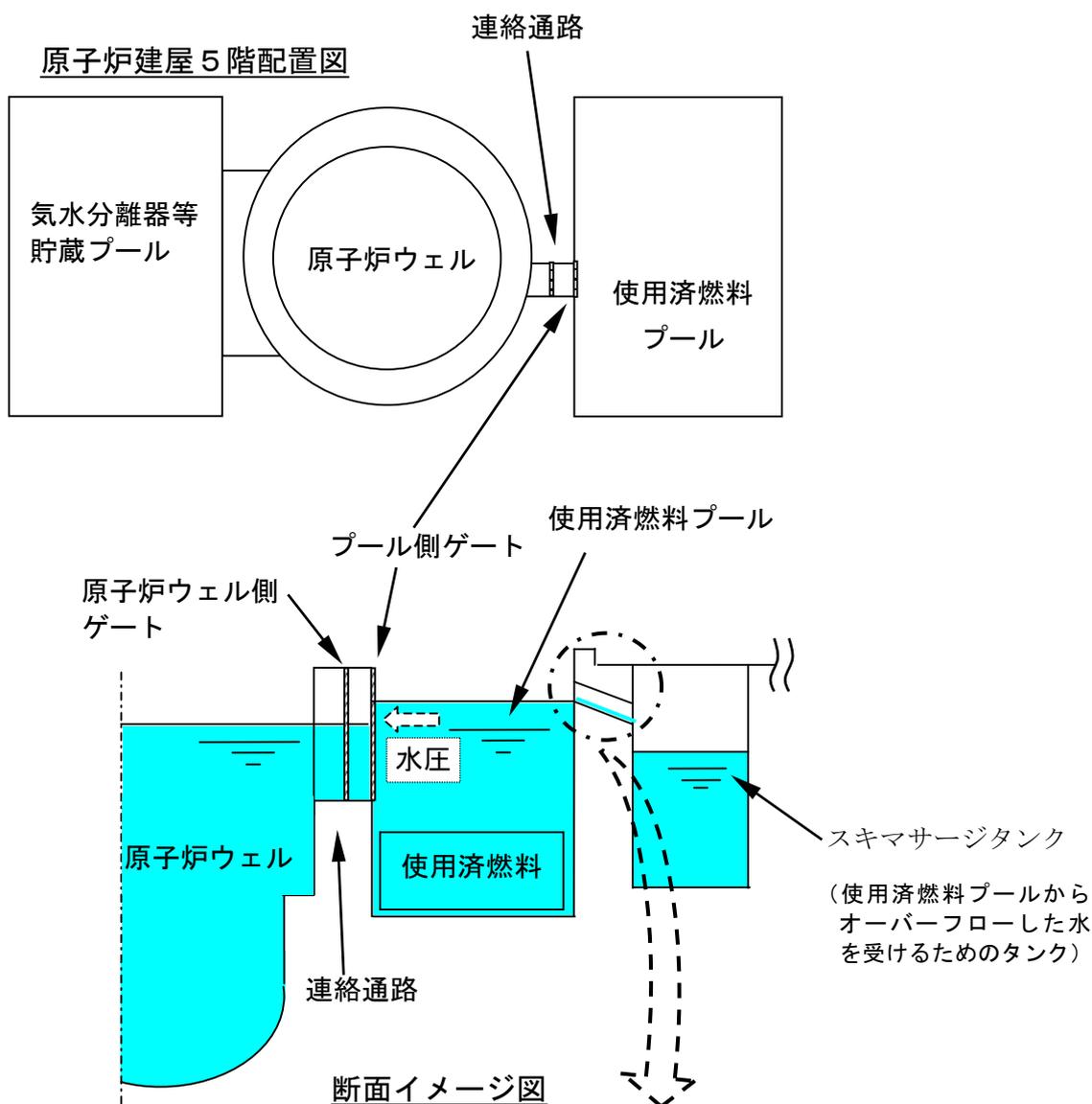


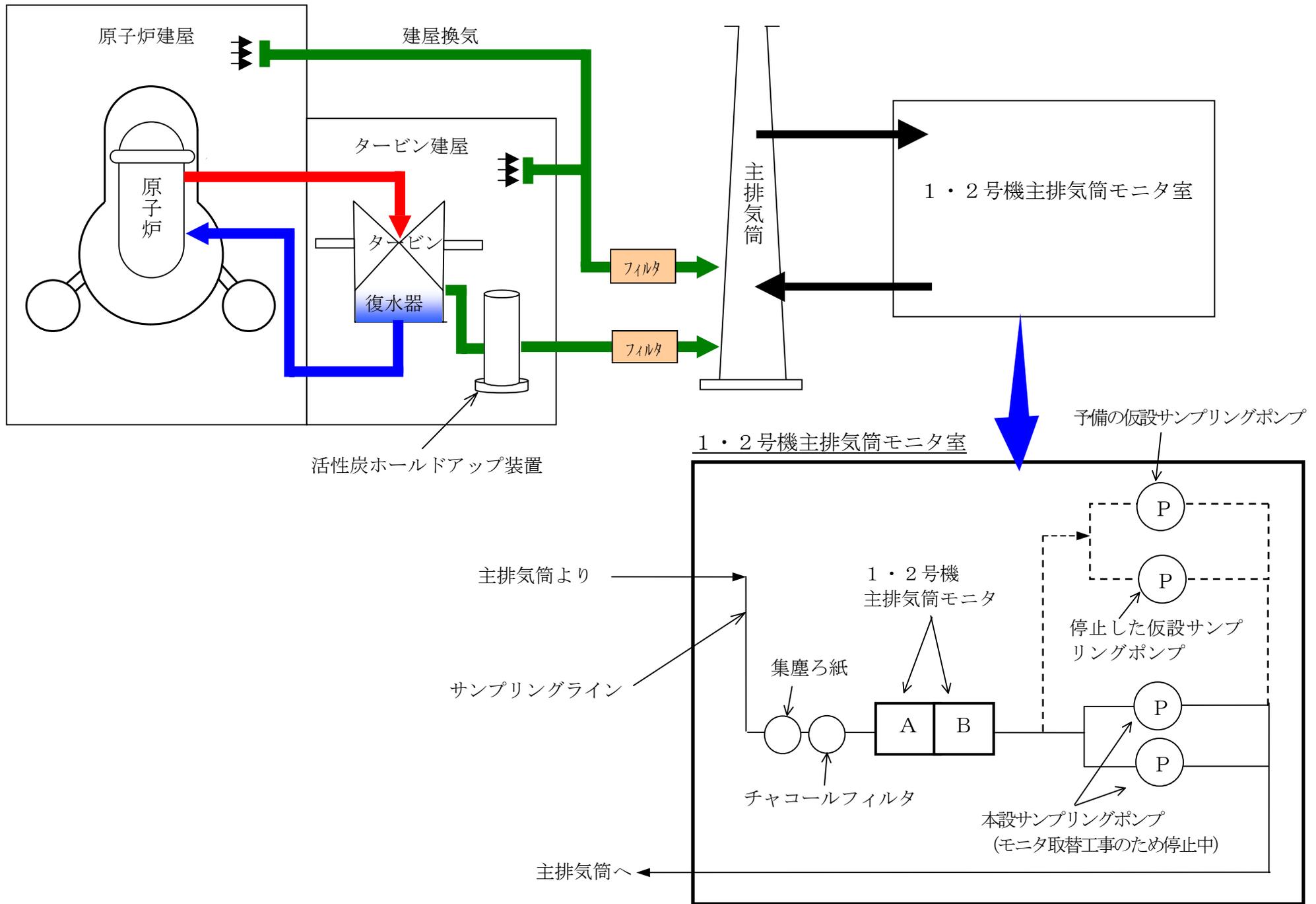
適切な取り付け状態

ケーブル取り付け状況概略図



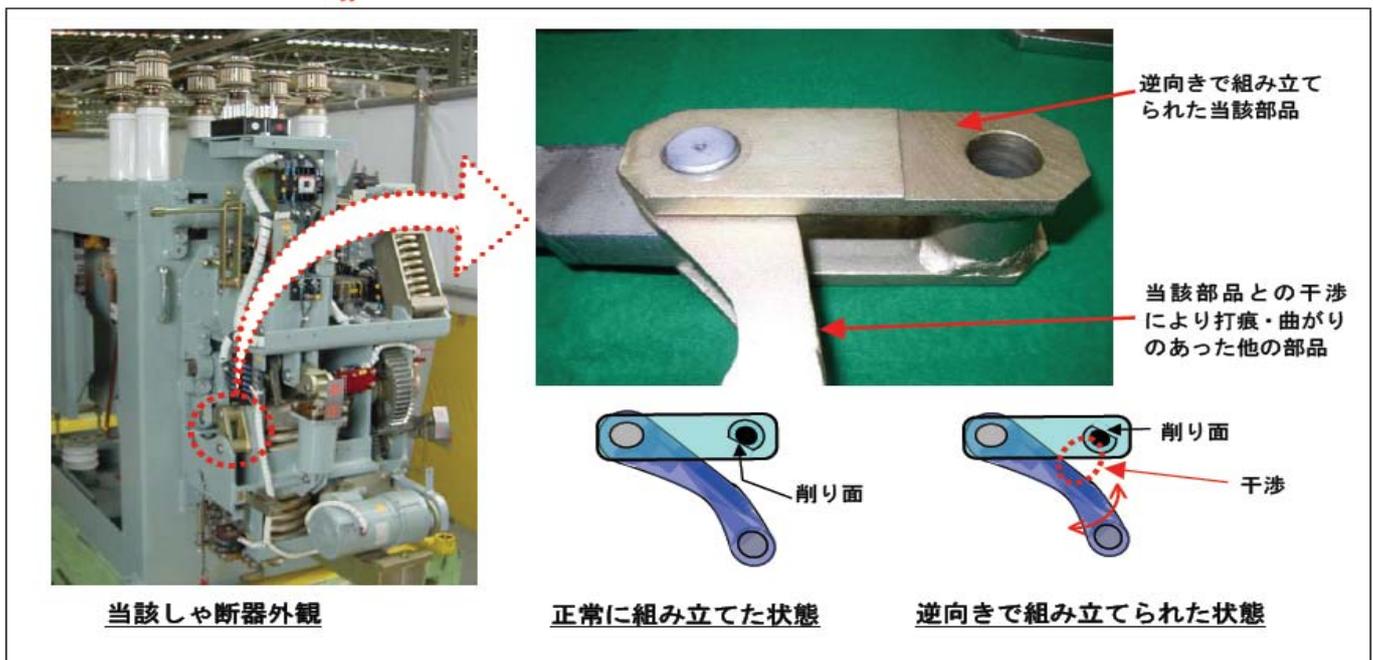
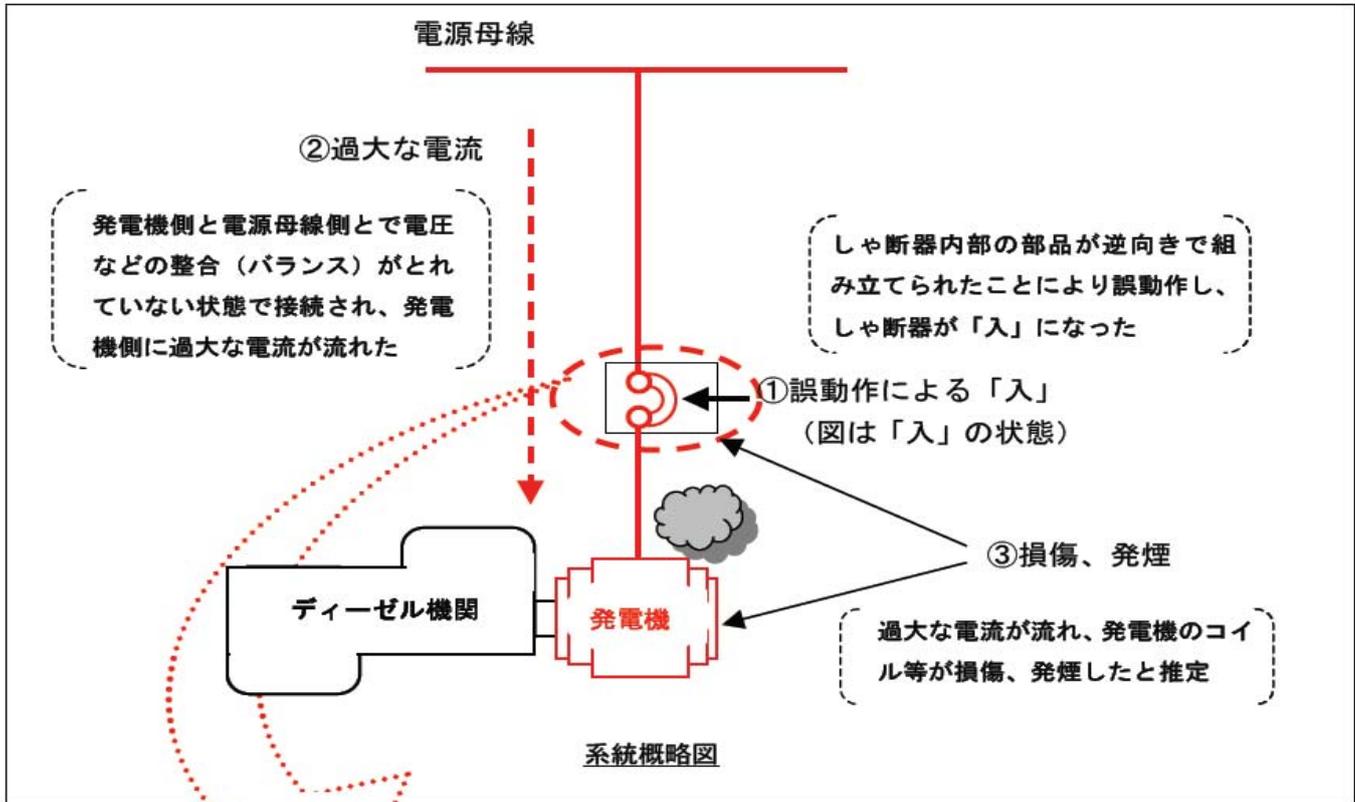
協力企業作業員の負傷に関する排風機点検作業状況概略図

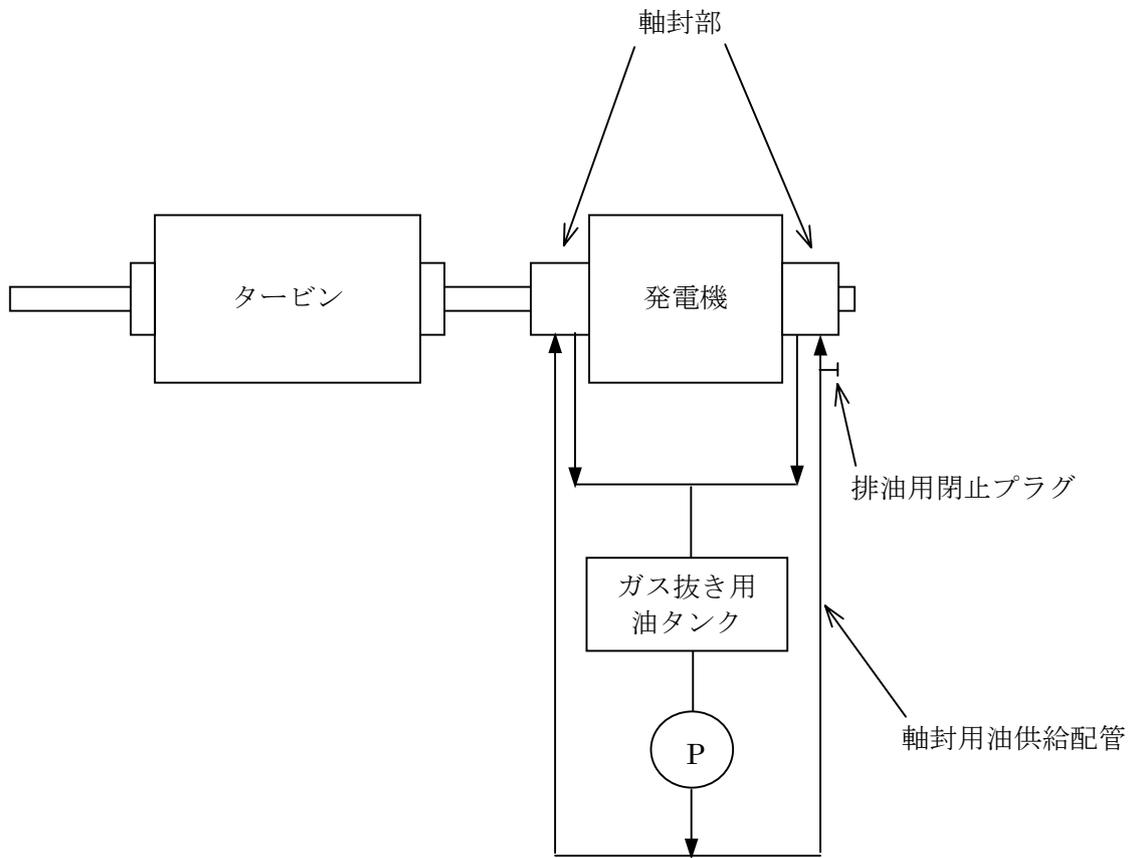




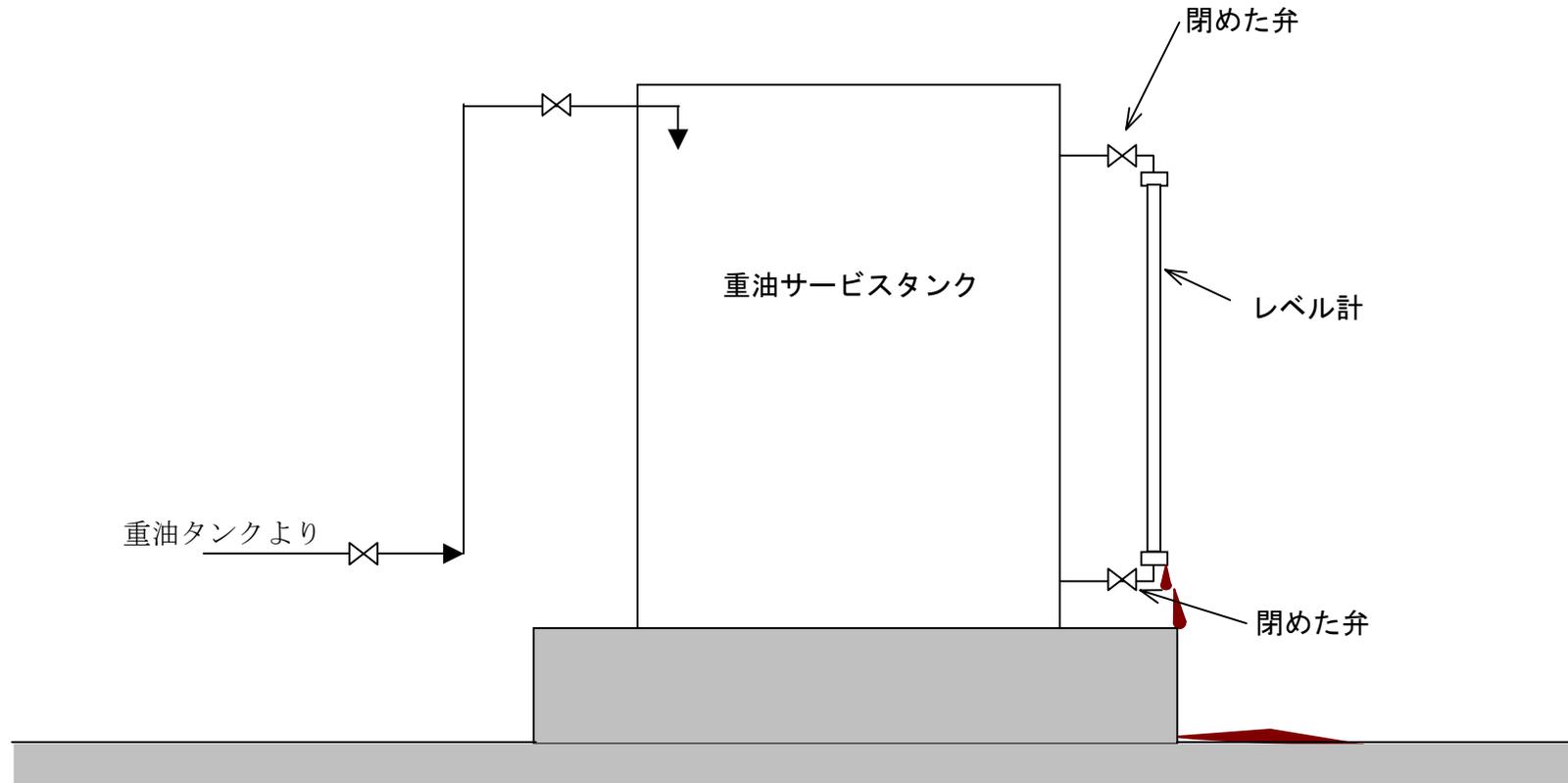
主排気筒モニタの概要

非常用ディーゼル発電機（1 A）および当該しゃ断器の概略図





発電機軸封用油系統概略図



所内ボイラ室内における重油漏れの概要図

不適合処理について

平成18年12月28日～平成19年10月19日までに1号機で発生した不適合事象は合計799件（発電所全体3,735件）でグレード別の内訳では、

グレード	1号機	(発電所全体)	
A s	11件	(37件)	
A	10件	(52件)	
B	28件	(114件)	
C	143件	(548件)	
D	601件	(2,947件)	
対象外	6件	(37件)	となっています。

A s の件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2006/12/28	原子炉建屋気密性能検査の準備作業において、通常空調換気系の隔離弁2個のうち1個が全開状態で閉動作しないことが確認された。当該隔離弁は、原子炉高温停止状態で動作可能であることが要求されていることから、「運転上の制限」からの逸脱を宣言。その後、当該隔離弁に駆動用空気を供給するための弁を打振したところ動作可能となったことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言した。
2	2007/1/18	原子炉建屋補機冷却サージタンクへの補給操作時、純水補給水の弁を開操作して補給すべきところ、誤って復水系補給弁の弁を開操作して補給を行ったことが認められ、これによる当該系統に混入した復水補給水系の水の量は約365リットルと推定。本事象については、混入した復水補給水系の水が当該系統の熱交換器に使用している海水系から放水口を通じて管理区域に放出される可能性が考えられたため、当該熱交換器を隔離した。当該系統の熱交換器の細管1本に貫通孔が確認されたため、細管1本の取替えを実施した。
3	2007/1/19	圧力抑制室の点検作業において、シート片等が発見されたため、シート片等を回収した。
4	2007/1/19	使用済み燃料プール内へ仮設水位計の取付作業実施時、プール水面にプラスチック片らしきものが発見されたため、回収した。
5	2007/1/31	昭和54年2月～平成10年5月に、定期検査（安全保護系保護検出器要素性能検査）において、検査要領書の記載に合わせるよう、計器を不正に校正した状態で受検し、検査終了後に計器を正規に再校正してからプラントを起動していたことが認められた。
6	2007/1/31	昭和54年2月～平成10年5月に、定期検査（安全保護系設定値確認検査）において、検査要領書の記載に合わせるよう、計器を不正に校正した状態で受検し、検査終了後に計器を正規に再校正してからプラントを起動していたことが認められた。

7	2007/2/21	圧力抑制室内点検作業において、圧力抑制室内の水中に粘土、テープ片等を発見したため、回収した。
8	2007/5/18	<p>原子炉ウェルの水抜き作業時、「使用済燃料プール水位低」の警報が発生し、運転員が確認したところ、使用済燃料プールの水位が開始前より約1cm低下しており、当該プールの水が原子炉ウェル側に漏えいしていることを確認したことから、保安規定に定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言した。その後、当該プールへ水張り作業を実施し水位が復帰・警報が解除され、水位が安定していることを確認したことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言した。</p> <p>原因調査のため、使用済み燃料プールゲートシール部の健全性確認、使用済み燃料プールゲート間水抜きによる使用済み燃料プール水位変動の有無及び警報設定値を確認した結果、プールゲート部シール性が確保され、使用済み燃料プール水位に変動がないこと及びスキマーサージタンク吸込口に堰板が無い「使用済燃料プール水位低」警報設定値と通常水位の間隔が約10mmとなっていることを確認した。</p> <p>原子炉ウェル水抜き時に燃料プール冷却浄化系ポンプを使用して実施した際、FPCポンプ運転により使用済燃料プール水面が若干波立つことにより、燃料プールのスキマーサージタンク吸込口に近接して設置された「使用済燃料プール水位低」の水位計が水面の波立ちを検知し、警報が発生したものと考えられる。</p>
9	2007/6/4	原子炉格納容器点検において、圧力抑制室ベント管内の水面に異物が発見されたため、回収した。
10	2007/6/19	非常用ディーゼル発電機の定例試験時、「D/G1A ロックアウトリレー動作」警報及びトリップ事象の発生、並びに当該発電機及び電源盤からの発煙が認められたため、当該発電機及び電源盤の点検・修理を実施した。
11	2007/9/10	タービン建屋地下1階において、排風機を点検作業中の協力企業作業員が排風機のベルトとベルト車の間に右手の指を挟まれ負傷したため、救急車にて病院へ搬送した。

Aの件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2007/1/25	定期検査中、「中間領域モニタ高高/機器動作不良」の誤信号による「原子炉自動スクラム(B系)」の警報発生が認められたが、中性子源領域モニタの指示に変化見られないことから誤動作と判断し、当該警報を解除した。
2	2007/2/1	原子炉保護系計器点検準備作業のため、「原子炉圧力」信号のリレー端子にジャンパー線を取り付ける際、「原子炉B系自動スクラム」警報の発生が認められたため、ジャンパー線の取付確認後、当該警報を解除した。
3	2007/2/5	原子炉保護系計器点検の準備作業としての安全処置実施中、「原子炉圧力高」信号のリレー端子に接続されていたジャンパー線に触れた際、接触不良による「原子炉B系自動スクラム」警報の誤発生が認められたため、ジャンパー線の取付不良を修正し、当該警報を解除した。

4	2007/2/5	低圧タービン（A）ロータ浸透探傷検査時、第 18 段タイヤの銀ロウ部に指示模様が認められたため、当該部の修理を実施した。
5	2007/2/26	主蒸気隔離弁点検におけるステライト肉盛溶接時、ブローホールの発生が認められたため、当該溶接部の修理を実施した。
6	2007/3/22	原子炉建屋 5 階において配管の溶接作業を行っていた協力企業作業員が左目を負傷したため、病院へ搬送した。
7	2007/4/2	低圧タービンロータ（B）タイヤ翼貫通部の磁粉探傷検査時、磁粉指示模様が認められたため、当該部の修理を実施した。
8	2007/6/3	主排気筒プロセス放射線モニタの仮設サンプリングラックにおいて、電源ケーブルと電工ドラムとのつなぎ目から煙が発生していることが認められたため、電工ドラムのケーブルをコンセントより取り外し及び消防署へ連絡。消防署員による現場確認の結果、「火災ではない」と判断された。
9	2007/10/2	タービン建屋 1 階の主発電機軸封用油供給配管の排油用閉止プラグより油の滴下が認められたため、当該閉止プラグを増し締めし、油の滴下を停止させた。
10	2007/10/10	タービン建屋地下 1 階所内ボイラ室内の重油サービスタンクのレベル計より重油が漏れていたことから、レベル計内の上下の弁を閉め、漏えいを停止した。

B の件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2007/1/9	放射線管理月報の測定値確認、外部放射線に係る測定値の内、油ドレン処理建屋他 1 地点の表面汚染密度及び空气中放射性物質濃度の検出限界濃度算出に誤りが認められたため、修正を実施した。
2	2007/1/31	平成 17 年 10 月下旬、発電機電圧の記録を失念した際、他のパラメータから推移した値を運転日誌に記載したことがあることが認められたため、評価を実施した。
3	2007/1/31	定期事業者検査（主蒸気安全弁検査）の安全管理審査中、要領書記載の圧力計精度と検査に使用中の圧力計精度の相違についての説明に一部誤りがあることの指導を受けたため、要領書の修正を実施した。
4	2007/2/8	原子炉建屋地階トラス室において、ドライウェル機器ドレン移送配管切断部からの漏水による水溜まりが認められた。スミヤの結果、汚染はなかったため、漏えい水の処理を実施した。
5	2007/2/21	主タービングランドシール系配管修理における切断箇所養生作業時、上流側電動弁の開閉操作に伴う配管内残水の流入により、当該養生箇所からの水の漏えいが認められたため、床面の清掃及び残水の処理を実施した。
6	2007/2/27	非常用ガス処理系フィルタ性能検査において、B 系の一次高性能粒子フィルタの除去効率に判定基準外れが認められたため、当該フィルタの交換を実施した。

7	2007/3/1	給水加熱器ドレンポンプ（B）バーレルの点検時、ピット内に水溜りが認められたため、水処理及びバーレルのキャン化を実施した。
8	2007/3/6	原子炉水位計のループ試験時、安全処置確認不足により非常用ディーゼル発電機の自動起動が認められたため、安全処置を確認し非常用ディーゼル発電機を停止した。
9	2007/3/7	タービン補機冷却系熱交換器（B）において、チューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理を実施した。
10	2007/3/19	メタクラ（A）系母線停止において、安全処置不足により原子炉補機冷却水電動弁「自動閉」による燃料プール冷却材浄化系の温度に上昇が認められたため、安全処置を追加し原子炉補機冷却水電動弁を「開」にした。
11	2007/3/22	所内ボイラーストームドレンサンプポンプの点検時、仮設配管の未接続による流入水の漏えいが認められたため、当該仮設配管の取付を実施し、汚染のない事から漏えい水のふき取りを実施した。
12	2007/3/30	給水加熱器ドレンポンプ（A）バーレルを吊り上げ時、ピット内に水が溜まっていることが認められたため、水処理及びバーレルのキャン化を実施した。
13	2007/4/3	主タービングランドシール蒸気ヘッドブリード空気作動弁用電磁弁の動作確認時、蒸気供給配管内の残留凝縮水が復水器内へ流入し、復水器内で点検作業中の作業員が飛沫を受けたが、所内ボイラー蒸気の凝縮水のため、汚染は無かった。
14	2007/4/3	1・2号機活性炭ホールドアップ建屋退出用ハンドフットクロスモニタ他1台の校正記録データの再確認時、モニタの検出効率設定に左右の取り違えが認められたため、当該モニタの設定を修正した。
15	2007/4/11	原子炉格納容器ドレン系隔離弁取替工事に伴う溶接安全管理審査時、溶接事業者検査要領書判定基準の記載に不備が認められたため、当該要領書を修正した。
16	2007/4/12	可燃性ガス濃度制御（A）系の原子炉格納容器電動隔離弁において、点検復旧前に電源の誤投入が認められたため、当該弁の電源を再アイソレし、復旧時期、電源の投入時期を再度調整した。
17	2007/4/26	プロセス放射線モニタ検出器の線源校正に使用する「線源校正距離表」において、古い「線源校正距離表」の誤配布および線源校正を実施したため、正しい校正距離にて再点検・再検査を実施した。
18	2007/5/11	低圧タービン（B）動翼修理において、タイヤワイヤ抜き後の浸透探傷検査の結果、動翼タイヤワイヤ穴部に指示模様が認められたため、当該部を修理した。
19	2007/5/22	非常用ディーゼル発電機（A）定例試験時、エンジン清水ポンプ自動排気弁の動作不良により「No. 1 機関冷却水温度高」の警報表示及びトリップ事象の発生が認められたため、当該弁を点検修理実施し非常用ディーゼル発電機（A）を復旧した。

20	2007/7/5	高圧注水系ポンプ吐出流量検出器において、流量変換器の差圧校正値と流量検出器の実測値に相違が認められたため、正しい計算結果の発生差圧に合わせて流量変換器の校正を実施した。
21	2007/7/16	原子炉格納容器漏えい率検査データ確認時、検査用記録計に指示不良が認められたため、当該記録計を点検修理した。
22	2007/7/31	廃棄物処理系フィルタースラッジ移送ポンプ入口のドレン配管の洗浄作業中、当該ドレン配管に繋がる軸封部ドレン受け配管の開放部より、洗浄水の漏えいが認められたため、洗浄水弁を閉止し、エリアの除染を実施した。
23	2007/8/2	主蒸気系計装配管施工時、配管の移動量算出を行う過程で解析入力データに誤りが認められたため、計装配管・サポートの修理を実施した。
24	2007/8/27	非常用ガス処理系機能検査準備作業において、A系自動起動模擬回路の接続時、自動起動するケーブル端子が外れ、非常用ガス処理系（A）の自動起動が認められたため、自動起動信号を解除するとともに模擬信号投入用ケーブル端子を丸型端子からバナナ端子に付替え、再度検査を実施した。
25	2007/8/29	供用期間中検査対象機器である主蒸気系配管サポートが対象機器として記載されていないことが認められたため、対象機器として要領書に記載し点検を実施した。
26	2007/9/6	1・2号機汚染検査所において、退出モニタNo. 2の校正定数設定値が退出モニタNo. 1の設定値になっていることが認められたため、退出モニタNo. 2の校正定数については、正しい値に修正した。
27	2007/9/25	高圧注水系水張り時、タービン軸封部から、水漏れの発生が認められたため水張りを停止し、汚染がない事から拭き取りを実施した。
28	2007/10/9	原子炉建屋補機冷却水系サージタンクレベルが低下し、原子炉建屋補機冷却水ポンプがトリップしたため、サージタンクレベル復旧後、原子炉建屋補機冷却水ポンプを起動した。

平成18年12月28日～平成19年10月19日までに集中廃棄物処理施設で発生した不適合事象は合計313件（発電所全体3,735件）でグレード別の内訳では、

グレード	1号機	(発電所全体)	
A s	0件	(37件)	
A	3件	(52件)	
B	4件	(114件)	
C	40件	(548件)	
D	260件	(2,947件)	
対象外	6件	(37件)	となっています。

Aの件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2007/7/6	集中環境施設地下2階のドラム缶運搬用通路において、水噴霧消化設備の吹き出し口より非放射性の水が漏れていることを協力企業作業員が発見し、消防設備の点検を行っている作業員に連絡した。直ちに連絡を受けた作業員が元弁を閉操作し、漏えいは停止した。
2	2007/8/20	集中環境施設プロセス主建屋1階において、作業用変圧器の移動作業を行った協力企業作業員が、事務所へ戻った後、臀部の痛みを訴えたため、業務車にて病院に搬送した。診察の結果「仙骨部挫傷」と診断。確認した結果、当該作業員は共同作業員5名とともに、変圧器を載せた台車の移動作業中、傾斜のある床面を乗り越えた際に、台車に取り付けられていた持ち手のパイプを強く引いたところ、このパイプが台車の差込部から抜けたため、その反動で後方の機器の角に臀部をぶつけたことが確認された。
3	2007/9/26	集中環境施設プロセス主建屋1階に設置した造粒固化体収納ドラム缶保管場所において、床面に漏出物があることをパトロール中の当社社員が発見した。当該漏出物は、保管場所にあるドラム缶の一部から収納物が漏出し、固化した可能性が考えられる。漏出物は、堰内にあるが、汚染を拡大させないよう作業区域を設定するなどの処置を行い回収した。

Bの件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2007/1/31	昭和59年～平成13年頃に、補助ボイラー定期検査において、検査官への説明に用いた手持ち参考資料を変更していたことが認められたため、評価を実施した。
2	2007/2/14	定期事業者検査の安全管理審査において、検査要領書（主要弁検査）に誤記が認められたため、要領書の修正を実施した。
3	2007/3/5	高電導度ドレンサンプポンプ（B）－（B）の試運転時、ポンプオートベント配管ユニオン継手部に締付確認不足による漏えいが認められたため、当該継手部の増し締めを実施した。
4	2007/4/11	管理区域内飲用給水所用ハンドフットクロスモニタ校正記録データの再確認時、モニタの検出効率値の設定に誤りが認められたため、当該モニタの設定を修正した。

参 考

不適合管理*¹については、不適合管理の基本ルールを「不適合管理マニュアル」として平成15年2月に制定し、不適合報告方法の改善等を含め不適合処理のプロセスを明確にしています。不適合管理の事象別区分は、以下の通りとしており不適合管理委員会にて決定しています。

* 1：不適合管理

不適合は、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

区分	事象の概要
A s	法律、安全協定に基づく報告事象
A	国、地方自治体へ情報提供した事象 定検工程へ大きな影響を与える事象
B	国の検査に係わる不適合事象 運転監視の強化が必要な事象
C	情報共有、注意喚起の観点から周知を図るべき事象
D	通常のメンテナンス範囲内の事象
対象外	消耗品の交換等の事象

また、公表基準については、平成14年9月以降、原子力発電所における不適切な取り扱いに対する再発防止対策の一環として、「情報公開ならびに透明性確保の徹底」について検討を重ね、平成15年11月10日に不適合事象の公表方法の見直しを発表し、11月17日より新しい以下の公表区分に応じた情報公開を行っています。

区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器等の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など